

榛東村障害者計画
第5期榛東村障害福祉計画・
第1期榛東村障害児福祉計画

平成30年3月
群馬県榛東村



はじめに

榛東村では、平成20年3月に策定した「榛東村障害者計画」に基づき、障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、社会参加支援、生活環境整備、福祉サービスや早期療育・教育の充実など、障害のある方が安心した生活が送れるよう、障害福祉施策に取り組んでまいりました。

この間、障害福祉関係の法制度は、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法や障害者優先調達推進法の施行、障害者の権利に関する条約の批准など、施策体系を取り巻く環境が大きく変化してまいりました。

また、地域生活に目を向けると、障害のある方や保護者・介助者の高齢化など、障害のある方とご家族を取り巻く環境も大きく変化してきています。

このような情勢を踏まえ、「心かよいあう思いやりのむらづくり」の実現に向けて、このたび平成30年度から3か年を計画期間として「榛東村障害者計画」と「第5期榛東村障害福祉計画」「第1期榛東村障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。この計画は、これまで取り組んできた計画の理念を引き継ぎ、障害のある方の自立と社会参加支援などの施策の基本的事項を定め、障害福祉施策全般にわたって榛東村の目指すべき方向を示すものです。

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解し合い、村民の皆様をはじめ関係各位と連携・協働しながら、本計画の推進に取り組んでまいります。今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただいた榛東村障害者計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様、並びに貴重なご意見を賜りました関係者団体等の皆様に心から感謝を申し上げます。



平成30年3月

榛東村長 真 塩 卓

【目次】

| | |
|--|-----------|
| 第1部 計画の策定にあたって | 1 |
| 第1章 計画策定の趣旨 | 3 |
| 第1節 計画策定の背景 | 3 |
| 第2節 計画の性質 | 4 |
| 第3節 計画の期間と概要 | 4 |
| 第4節 障害福祉に関する制度・施策の変遷 | 6 |
| 第5節 計画の推進体制 | 10 |
| 第2部 榛東村障害者計画 | 11 |
| 第1章 障害のある人の現状 | 13 |
| 第1節 人口・世帯の推移 | 13 |
| 第2節 障害のある人の動向 | 14 |
| 第2章 計画策定のためのアンケート調査 | 24 |
| 第1節 アンケート調査の実施概要 | 24 |
| 第2節 調査結果の概要 | 25 |
| 第3章 計画の基本課題 | 47 |
| 第4章 施策の展開 | 50 |
| 第1節 計画の基本理念 | 50 |
| 第2節 基本方針 | 50 |
| 第3節 施策体系 | 52 |
| 第5章 計画の推進 | 53 |
| 第1節 基本方針1 福祉意識の啓発 | 53 |
| 第2節 基本方針2 生活支援体制の充実 | 54 |
| 第3節 基本方針3 自立に向けた支援の充実 | 56 |
| 第4節 基本方針4 安全・安心な生活環境の確保 | 58 |
| 第5節 基本方針5 総合的な支援体制の充実 | 64 |
| 第6節 基本方針6 生きがいつくりへの支援 | 66 |
| 第3部 第5期榛東村障害福祉計画・第1期榛東村障害児福祉計画 | 67 |
| 第1章 障害福祉計画における目標 | 69 |
| 第1節 平成32年度における数値目標 | 69 |
| 第2章 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策 | 75 |
| 第1節 障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込量及び確保方策 | 75 |
| 第3章 地域生活支援事業の充実 | 84 |
| 第1節 地域生活支援事業の概要 | 84 |
| 第2節 地域生活支援事業として実施する事業 | 84 |
| 第4章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策 | 97 |
| 第1節 障害児福祉サービスの種類ごとの見込量及び確保方策 | 97 |

| | |
|----------------------------|------------|
| 第4部 資料編 | 101 |
| (1) 榛東村障害者計画策定委員会設置要綱..... | 103 |
| (2) 榛東村障害者計画策定委員会委員名簿..... | 105 |

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

榛東村においては、平成20年3月に「障害者基本法」に基づく、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「榛東村障害者計画」を、平成27年3月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく「榛東村第4期障害福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を策定し、障害者施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

障害者施策をめぐるのは、国において、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）の施行、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）などの法整備を行ってきました。また、これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に条約が批准され、障害のある人の権利の実現に向けた取り組みが、一層強化されることになりました。

一方で、平成28年5月に「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、今後も、障害のある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化していくことが予想されます。法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法律や制度と整合を図りながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。

本村においては、このような障害者施策をめぐる近年の動向を踏まえつつ、実状に合わせた施策及び障害福祉サービスの提供に努めてきましたが、今後も引き続き、村内に居住する障害のある人がより生き生きと暮らしていくために、法制度や社会情勢の変化を見定めつつ、対応していく必要があります。

この度、「榛東村障害者計画」及び「榛東村第4期障害福祉計画」が平成29年度末をもって計画期間を満了することから、本村の障害のある人を取り巻く現況を踏まえるとともに、障害福祉制度における変更や「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正等に対応した新たな「榛東村障害者計画」（以下「障害者計画」といいます。）及び「第5期榛東村障害福祉計画」（以下「障害福祉計画」といいます。「第1期榛東村障害児福祉計画」（以下「障害児福祉計画」といいます。）を含みます。）を策定します。各計画は本村の最上位計画である「第6次榛東村総合計画」との整合性を確保しながら、健康・福祉分野における個別目標「健やかで生き生きとしたむらづくり」の実現を図るとともに、福祉分野における他の関連計画との調和を図ります。

第2節 計画の性質

本計画は、「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する、障害のある人のための施策に関する基本的な計画（＝障害者計画）と「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「障害福祉計画」と一体のものとして作成する「障害児福祉計画」を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

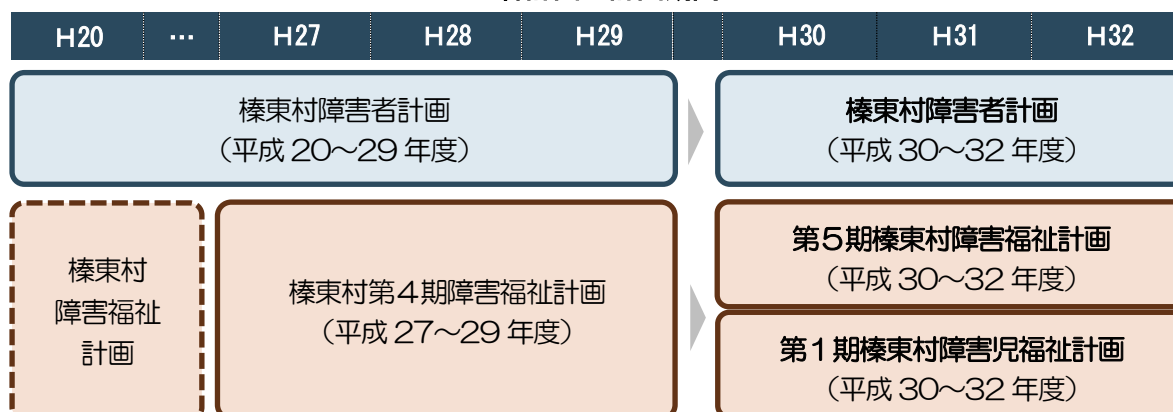
第3節 計画の期間と概要

障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の計画期間と概要は、以下のとおりとなっています。第1期榛東村障害児福祉計画は第5期榛東村障害福祉計画と一体のものとして策定します。

■本計画の構成■

| 計画の名称 | 計画期間 | 計画の概要 |
|-----------------|----------------------|---|
| 榛東村障害者計画 | 平成 30～32 年度 (3年間) | 障害者基本法第 11 条 3 項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障害のある人が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。 |
| 第 5 期榛東村障害福祉計画 | | 障害者総合支援法第 88 条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。 |
| 第 1 期榛東村障害児福祉計画 | | 児童福祉法第 33 条の 20 に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められることとなったもので、障害福祉計画と一体のものとして策定する。 |

■各計画の計画期間■



「障害者計画」は、村の障害者施策の基本計画としての機能を有しています。一方、「障害福祉計画」は「障害者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、「障害福祉計画」は「障害者計画」等の障害者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の性格■

障害者計画

- 障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報・啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

- 障害者総合支援法第88条に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障害児福祉計画

- 児童福祉法第33条の20に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

■各計画における障害者等の概念■

- 『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
[補説]『社会的障壁』とは、同条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。
- 『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

なお、本文中の年次表記や年度表記については、和暦のみで表示しています。

第4節 障害福祉に関する制度・施策の変遷

我が国においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には「障害者権利条約」が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」といいます。）の一部改正など、障害のある人に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本村に居住する障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

（1）「障害者基本法」の改正

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念に則り、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらを基に、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

（2）「障害者総合支援法」の改正

障害福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。

続いて、平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障害のある人及び知的障害のある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害のある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現

に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行されました。（一部は平成26年4月1日から施行。）

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立しています。

今回の「障害者総合支援法」の改正では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

なお、施行期日については、医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援の創設（公布日施行）を除いて、平成30年4月1日としています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

（3）発達障害者支援法の改正

平成17年に施行された「発達障害者支援法」は、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。

今般の法改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障害のある人の支援のための施策について、発達障害のある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障害のある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

(4) その他の障害者施策をめぐる近年の動き

①「障害者虐待防止法」の施行

「障害者虐待防止法」が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において「虐待」とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村における虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

②「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月1日に施行されました。本村においては、調達先の提供可能な役務・物品と村内部の需用の調整を図りながら、できる限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っており、調達結果については、村のホームページで公表しています。

③「障害者雇用促進法」の改正

「障害者雇用促進法」が平成25年6月に改正され、平成28年4月1日から施行されました。（一部は平成25年6月から、または平成30年4月から施行。）

この改正により、新たに次の事項が定められています。

- 障害者の範囲の明確化 [平成25年6月19日施行]
- 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務 [平成28年4月1日施行]
- 法定雇用率の算定基礎の見直し [平成30年4月1日施行]

④「障害者差別解消法」の施行

「障害者差別解消法」が平成25年6月成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律では、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

■障害福祉に関する国と群馬県の動向■

| 年度 | 国 | 群馬県 |
|-----|---|--|
| H18 | ◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 | 群馬県障害者計画 「バリアフリーぐんま障害者プラン3」(H18年度) |
| H19 | ◇障害者権利条約署名 | |
| H20 | ◇児童福祉法の改正 | |
| H21 | | 群馬県障害者計画・ 第2期群馬県障害者福祉計画 「バリアフリーぐんま障害者プラン4」(H21～23) |
| H22 | | |
| H23 | ◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行 | |
| H24 | ◇障害者虐待防止法の施行 | 群馬県障害者計画・ 第3期群馬県障害者福祉計画 「バリアフリーぐんま障害者プラン5」(H24～26) |
| H25 | ◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行 | |
| H26 | ◇障害者権利条約の批准 | |
| H27 | ◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 | 群馬県障害者計画・ 第4期群馬県障害者福祉計画 「バリアフリーぐんま障害者プラン6」 (H27～29) |
| H28 | ◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行 ◇成年後見制度利用促進法の施行 | |
| H29 | | |
| H30 | ◇障害者総合支援法及び児童福祉法の施行(一部公布日から施行) | 次期計画 |

第5節 計画の推進体制

(1) 地域や関係機関との連携

障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、障害への理解を深めていくとともに、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携や協働が重要です。そのため、渋川地域自立支援協議会を中心に、連携・協働の体制づくりを進めていきます。

また、重度障害者への適切な対応や難病対策、発達障害などへの対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要となります。そのため、本村各課をはじめ、医療機関やサービス提供事業者など、保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化していきます。

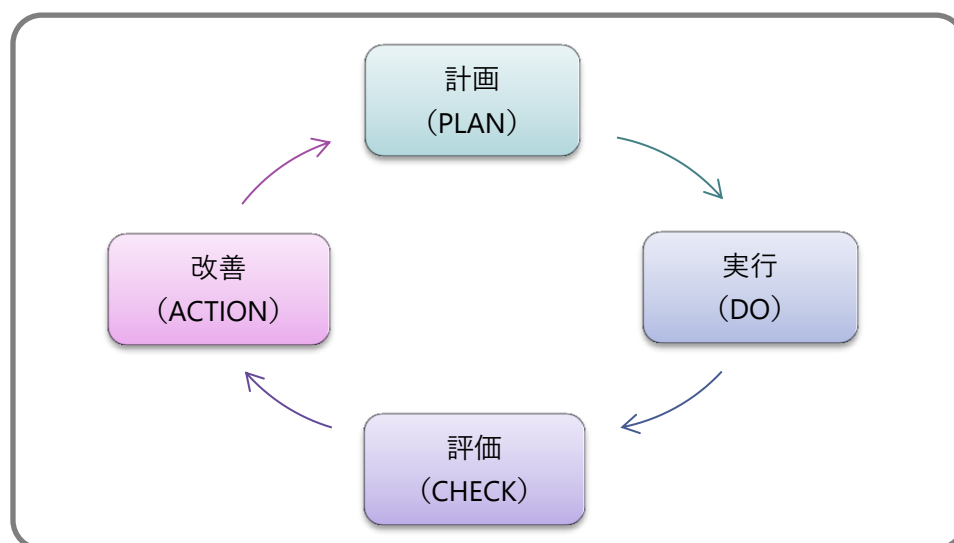
(2) 国・県・近隣市町村との連携

国や県などの動向を把握しながら、障害のある人のニーズに対応するため、国・県・近隣市町村と連携を図ります。

(3) 計画の達成状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、各施策の取り組み状況や進捗状況を確認し、施策の見直しや次期計画の策定に反映します。また、計画期間におけるサービス見込量や国の基本方針及び県の策定方針に基づく成果目標の達成状況を「渋川地域自立支援協議会」を活用して点検・評価し、この結果に基づいて、必要な対策の実施に取り組みます。

■PDCAサイクルのイメージ■



第2部 榛東村障害者計画

第1章 障害のある人の現状

第1節 人口・世帯の推移

(1) 人口の推移

住民基本台帳による平成29年4月1日現在の総人口は14,629人です。直近5年間の人口は、ほぼ横ばいで推移しています。年齢3区分別の人口でみると、18歳未満の人口と18～64歳の人口は微減で推移していますが、65歳以上の人口は増加しています。人口の減少はあまり進んでいないものの、少子高齢化は進んでいることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

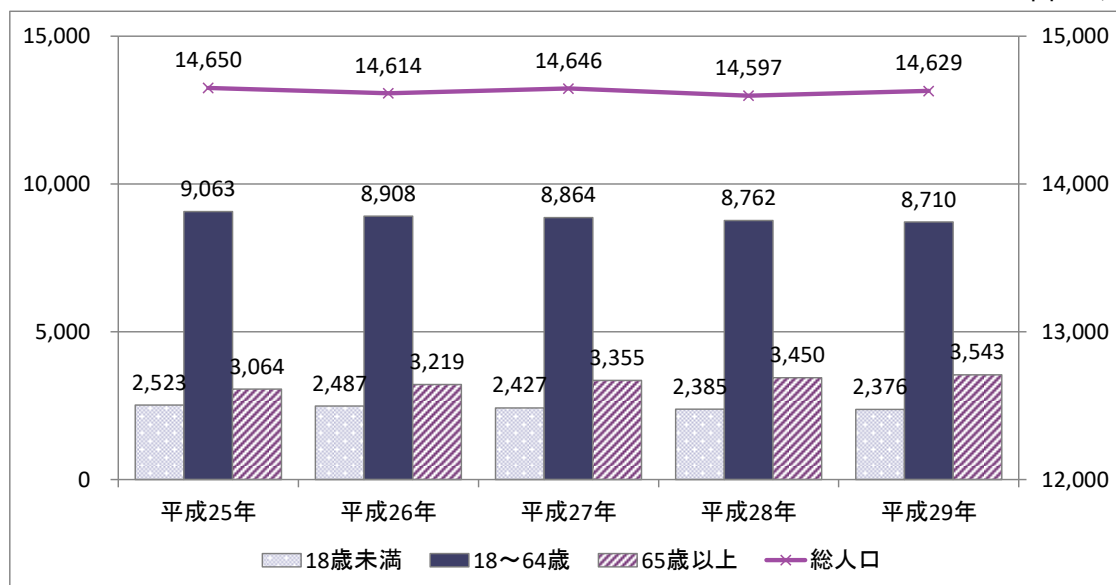
単位：人、%

| | | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18歳未満 | 人口 | 2,523 | 2,487 | 2,427 | 2,385 | 2,376 |
| | (構成比) | 17.2 | 17.0 | 16.6 | 16.3 | 16.2 |
| 18～64歳 | 人口 | 9,063 | 8,908 | 8,864 | 8,762 | 8,710 |
| | (構成比) | 61.9 | 61.0 | 60.5 | 60.0 | 59.5 |
| 65歳以上 | 人口 | 3,064 | 3,219 | 3,355 | 3,450 | 3,543 |
| | (構成比) | 20.9 | 22.0 | 22.9 | 23.6 | 24.2 |
| 総人口 | | 14,650 | 14,614 | 14,646 | 14,597 | 14,629 |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の推移

世帯数の推移をみると、平成25年には5,283世帯でしたが、平成29年には5,631世帯と増加傾向で推移しています。平均世帯人員でみると、平成25年には2.77人でしたが、平成29年には2.60人となっており、核家族化が進行していることがうかがえます。

■世帯数と平均世帯人員の推移■

単位：人、世帯

| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 14,650 | 14,614 | 14,646 | 14,597 | 14,629 |
| 世帯数 | 5,283 | 5,368 | 5,476 | 5,553 | 5,631 |
| 平均世帯人員 | 2.77 | 2.72 | 2.67 | 2.63 | 2.60 |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2節 障害のある人の動向

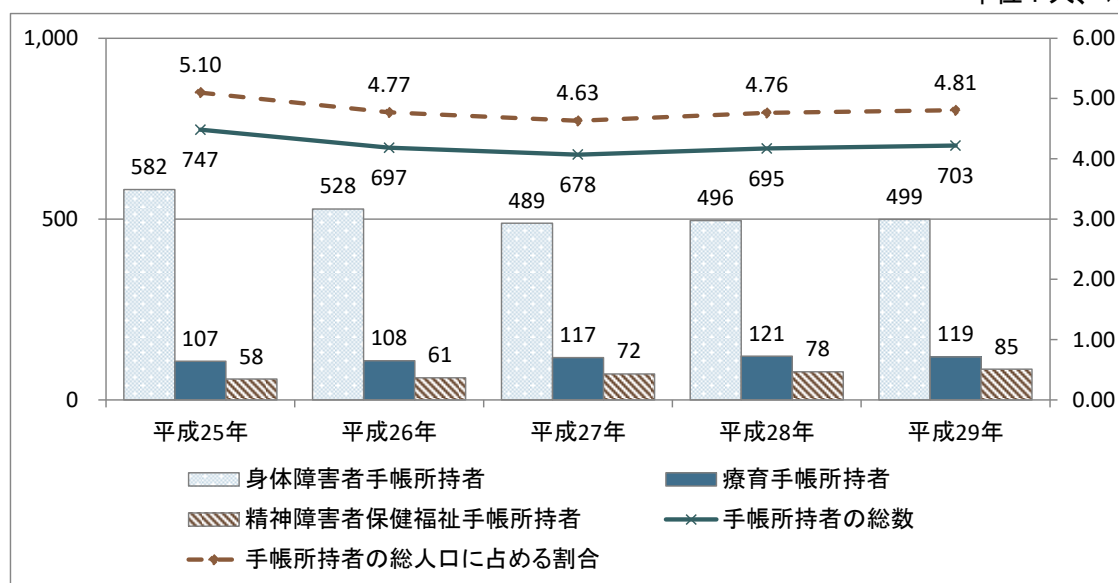
(1) 手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複を含みます。））は、平成29年4月1日現在で、703人となっています。障害種別にみると、身体障害者手帳の所持者が最も多くなっています。身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

手帳所持者数の総人口に占める割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移■

単位：人、%



資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

また、身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、平成29年における18歳未満の身体障害者手帳所持者は全体の約2.2%となっており、大多数が18歳以上の所持者です。

療育手帳所持者については、そのほとんどが64歳以下の所持者となっており、特に18～64歳の所持者が増加傾向を示しています。精神障害者保健福祉手帳所持者についても、18歳以上の所持者が増加しています。

■障害者手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

| | | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者 手帳所持者 | 18歳未満 | 4 | 14 | 12 | 10 | 11 |
| | 18歳以上 | 578 | 514 | 477 | 486 | 488 |
| | 合計 | 582 | 528 | 489 | 496 | 499 |
| 療育手帳 所持者 | 18歳未満 | 30 | 29 | 33 | 37 | 29 |
| | 18～64歳 | 73 | 75 | 77 | 80 | 83 |
| | 65歳以上 | 4 | 4 | 7 | 4 | 7 |
| | 合計 | 107 | 108 | 117 | 121 | 119 |
| 精神障害者 保健福祉手帳 所持者 | 18歳未満 | 0 | 1 | 4 | 2 | 2 |
| | 18～64歳 | 52 | 54 | 59 | 61 | 68 |
| | 65歳以上 | 6 | 6 | 9 | 15 | 15 |
| | 合計 | 58 | 61 | 72 | 78 | 85 |

資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

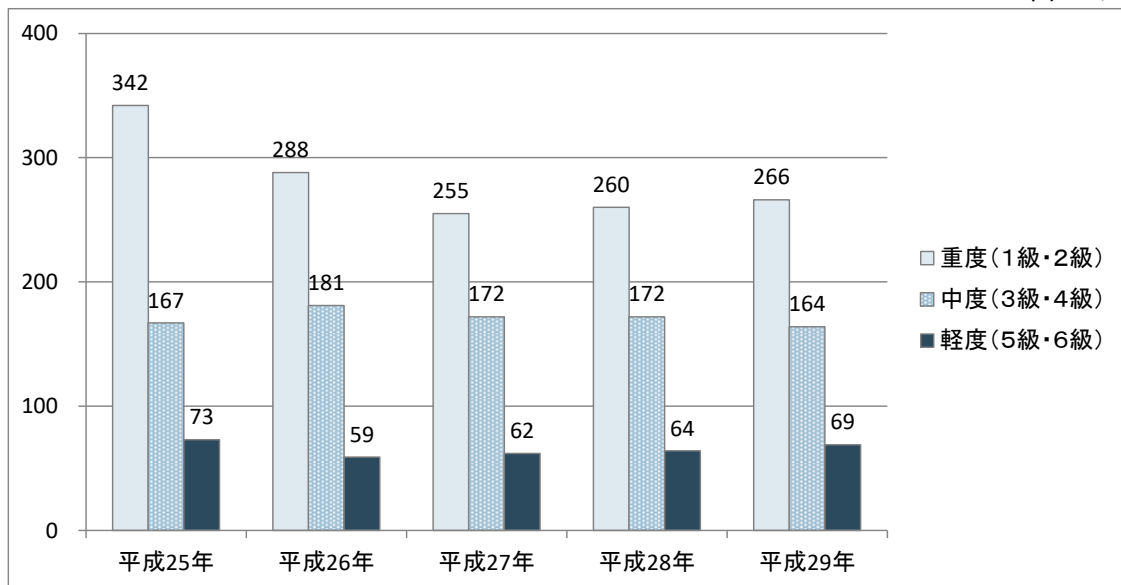
(2) 身体障害のある人（子ども）の状況

身体障害者手帳所持者数を障害の等級別にみると、平成29年においては「重度（1級・2級）」が266人で最も多く、「中度（3級・4級）」が164人、「軽度（5級・6級）」が69人となっています。

身体障害者手帳所持者は、この5年間では減少傾向で推移していますが、「重度（1級・2級）」の減少によるところが大きくなっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■

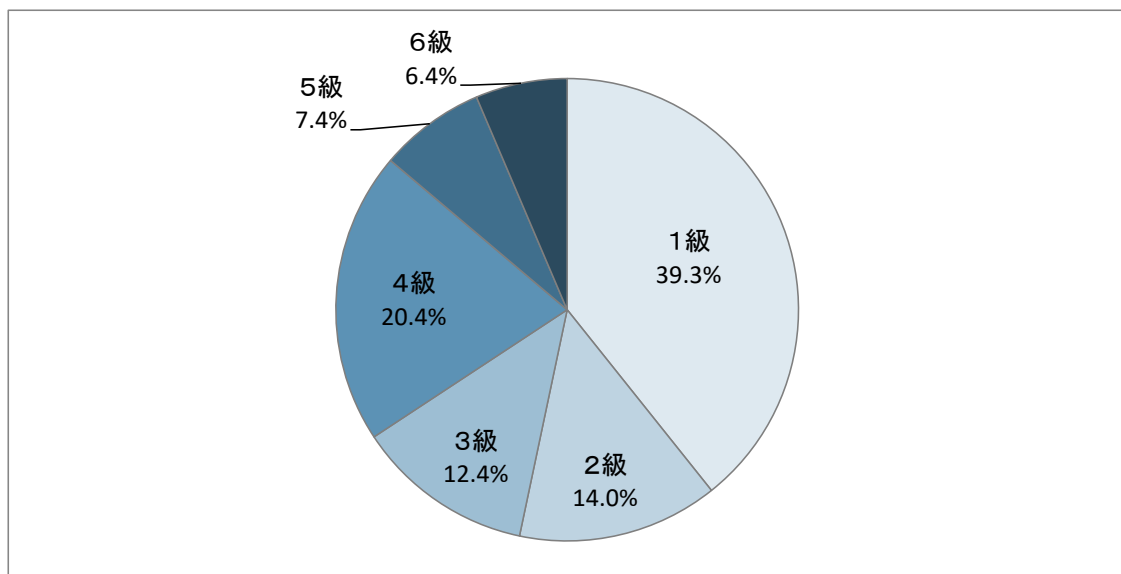
単位：人



資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者（等級別）構成比（平成29年）

単位：%

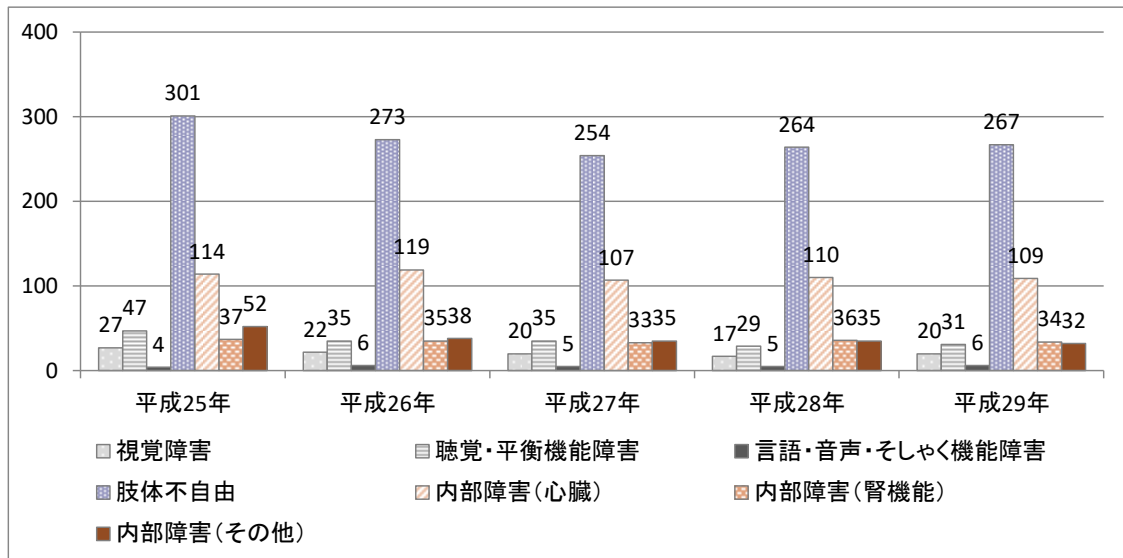


資料：榛東村健康保険課（4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数を障害の部位別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害（心臓）」となっています。「肢体不自由」は減少傾向がみられますが、そのほかはほぼ横ばいで推移しています。

■身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移■

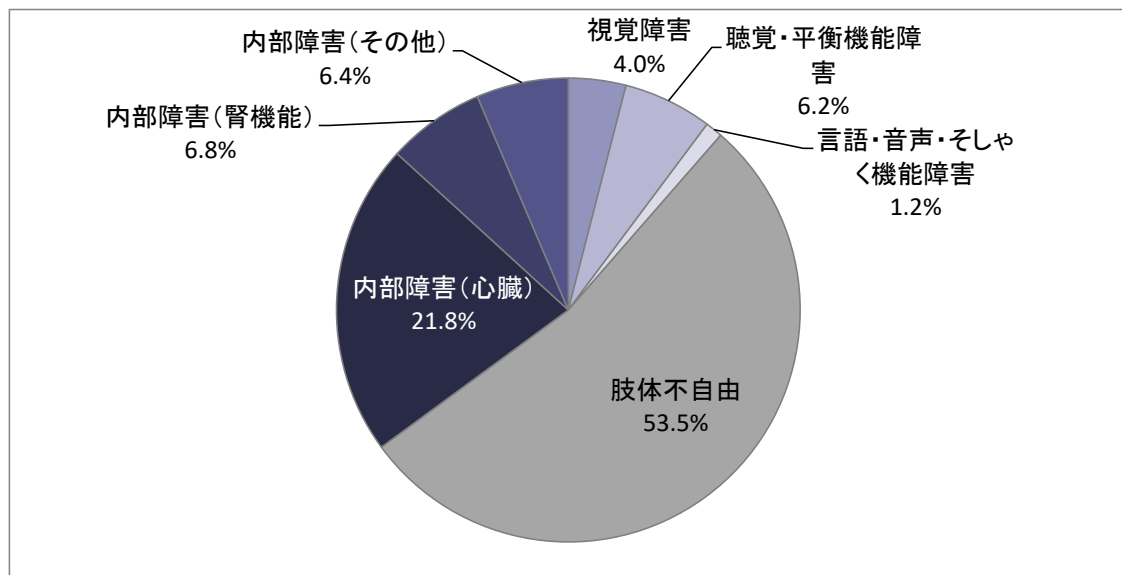
単位：人



資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者（等級別）構成比（平成29年）■

単位：%



資料：榛東村健康保険課（4月1日現在）

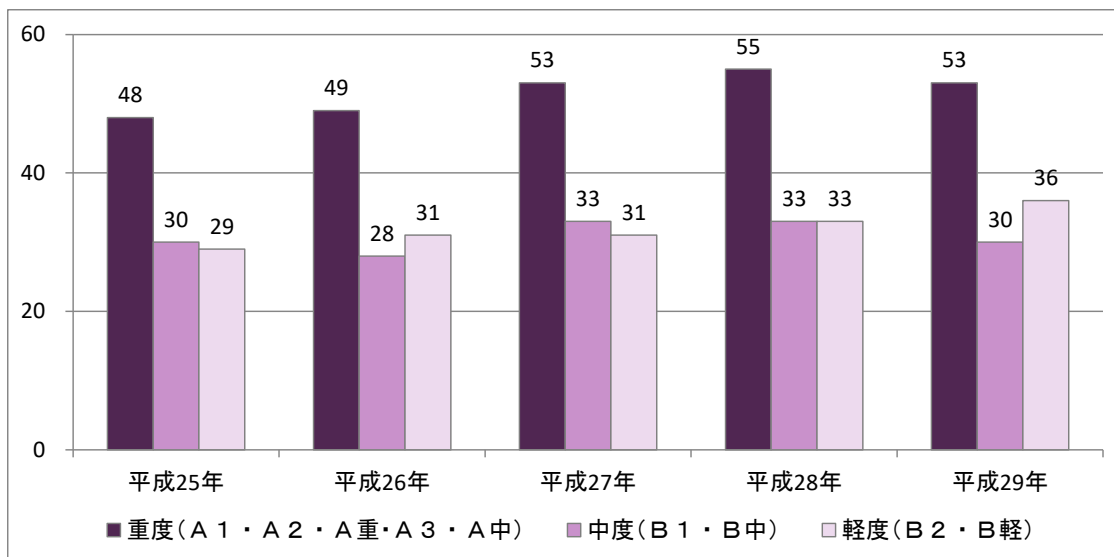
(3) 知的障害のある人（子ども）の状況

療育手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、「重度（A1・A2・A重・A3・A中）」と「軽度（B2・B軽）」が増加傾向にあることがうかがえます。

平成29年における療育手帳所持者を障害程度別にみると、「重度（A1・A2・A重・A3・A中）」が4割強となっています。

■療育手帳所持者数（障害程度別）の推移■

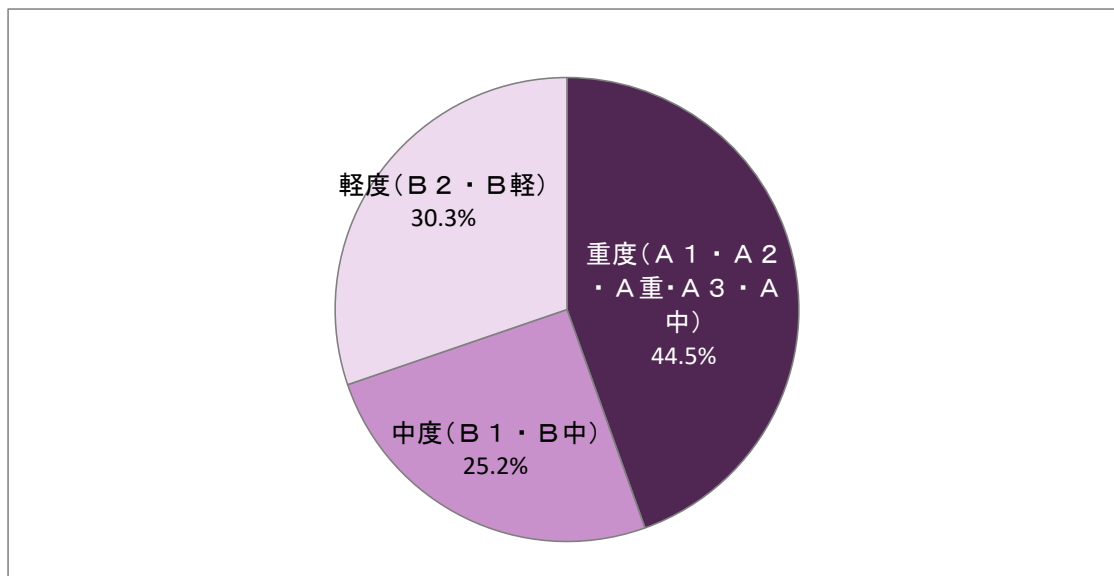
単位：人



資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

■療育手帳所持者（障害程度別）構成比（平成29年）■

単位：%



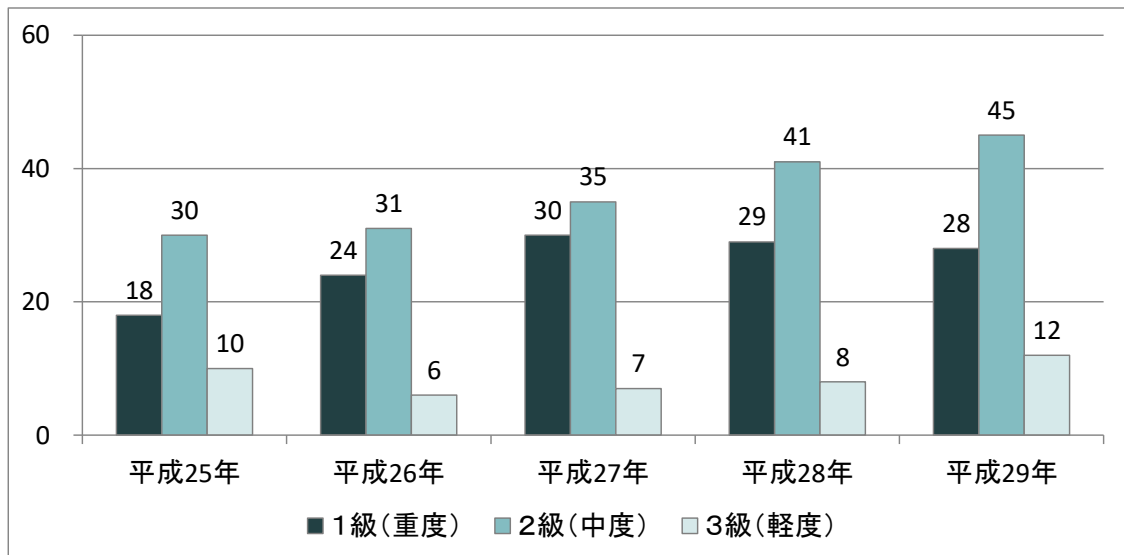
資料：榛東村健康保険課（4月1日現在）

(4) 精神障害のある人（子ども）の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、「2級（中度）」が増加傾向にあります。平成29年においては、「2級（中度）」が半数以上となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移■

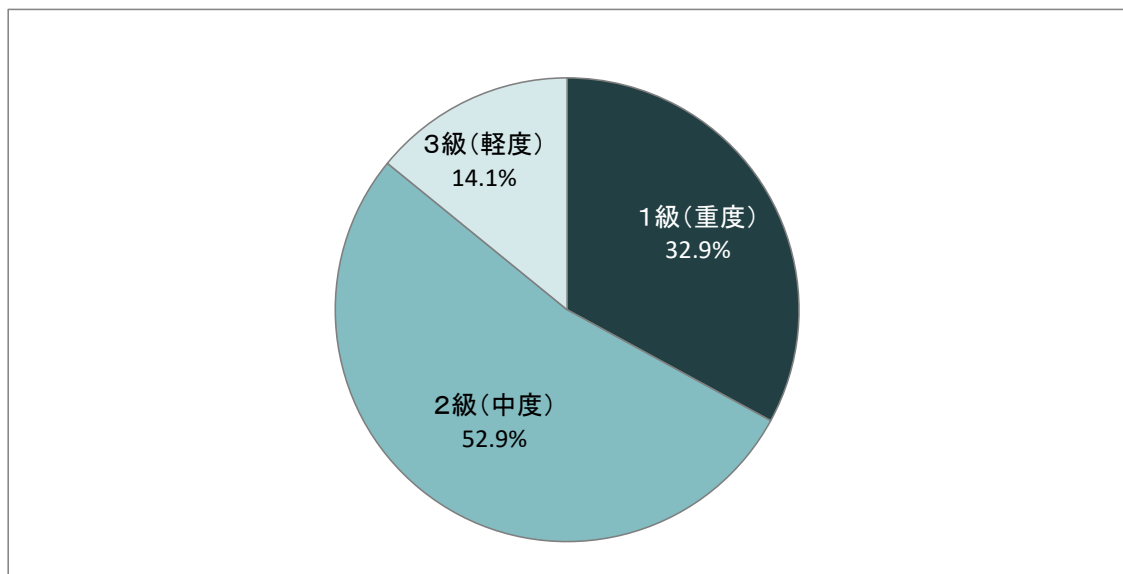
単位：人



資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）構成比■

単位：%



資料：榛東村健康保険課（4月1日現在）

(5) 難病患者等の状況

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

特定疾患見舞金受給者と小児慢性特定疾患見舞金受給者（「小児慢性特定疾患」とは、子どもの慢性疾患のうち、国に認定された小児がんなど特定の疾病を指します。）の合計は、過去5年間ではわずかに減少しています。

■特定疾患見舞金受給者数の推移■

単位：人

| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特定疾患見舞金受給者数 | 73 | 71 | 76 | 70 | 70 |
| 小児慢性特定疾患見舞金受給者数 | 11 | 10 | 7 | 8 | 8 |
| 合計 | 84 | 81 | 83 | 78 | 78 |

資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

(6) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。以前は「障害程度区分」という名称でしたが、この区分が障害の程度（重さ）ではなく、標準的な支援の必要の度合いを示す区分であることがわかりにくいこと、また、知的障害・精神障害についてはコンピュータによる一次判定で低く判定される傾向にあり、その特性を反映できない恐れがあることなどの課題が指摘されてきたため、平成26年4月から「障害支援区分」に改められました。

本村における「障害支援区分」の認定者の状況は、以下のとおりです。

■障害支援区分認定者数の推移■

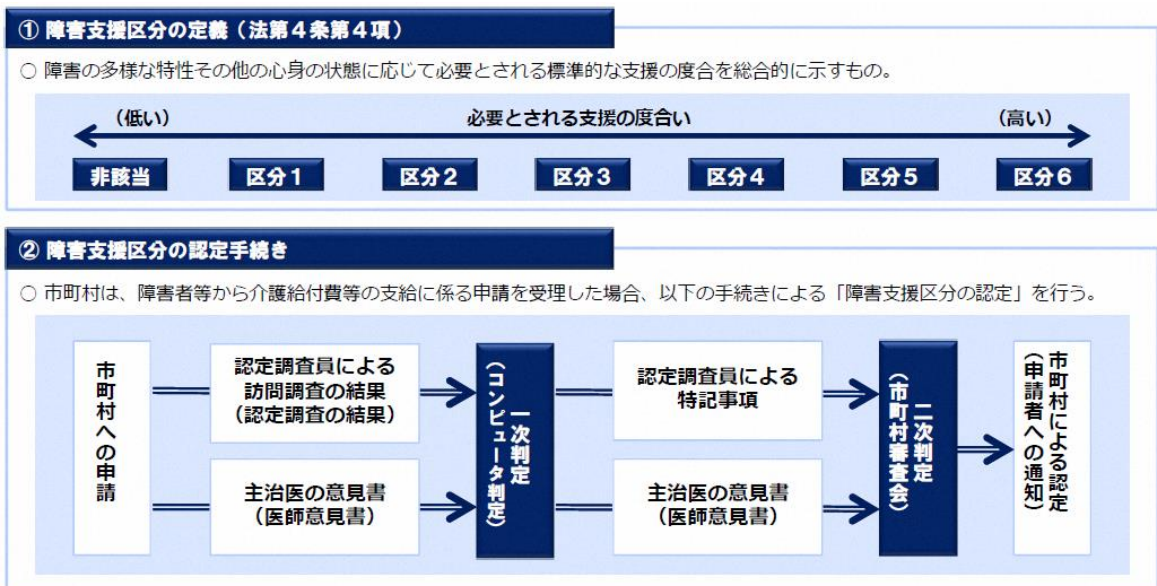
単位：人

| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分1 | 11 | 10 | 9 | 5 | 5 |
| 区分2 | 10 | 14 | 11 | 14 | 12 |
| 区分3 | 14 | 17 | 17 | 9 | 10 |
| 区分4 | 8 | 6 | 5 | 11 | 11 |
| 区分5 | 10 | 11 | 12 | 14 | 14 |
| 区分6 | 15 | 14 | 16 | 18 | 22 |
| 合計 | 68 | 72 | 70 | 71 | 74 |

資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

※平成25年は「障害程度区分」。

■障害者総合支援法における「障害支援区分」の概念■



資料：厚生労働省「障害支援区分の概要」

(7) 就学等の状況

障害児保育の実施状況は、以下のとおりです。保育所での障害のある児童の受け入れが増加しています。

■障害児保育の実施状況■

単位：人

| | | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所 | 児童数 | 0 | 2 | 2 | 1 | 3 |
| | 加配職員数 | 0 | 2 | 2 | 1 | 3 |
| 児童クラブ | 児童数 | 7 | 13 | 6 | 4 | 3 |
| | 加配職員数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：榛東村住民生活課（各年4月1日現在）

幼稚園における障害のある児童の在籍者数は、以下のとおりです。

■幼稚園における障害のある児童の在籍者数の推移■

単位：人

| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 在籍児童数 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 |

資料：榛東村教育委員会（各年5月1日現在）

本村の小学校と中学校に設置されている特別支援学級は、平成29年には6学級（小学校4学級、中学校2学級）、在籍している児童・生徒数は小学校15名、中学校5名となっています。

■特別支援学級の設置数と児童生徒数の推移■

単位：人

| | | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 学級数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 児童数 | 16 | 16 | 13 | 12 | 15 |
| 中学校 | 学級数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 生徒数 | 6 | 4 | 4 | 5 | 5 |

資料：榛東村教育委員会（各年5月1日現在）

(8) 経済的支援

平成25年以降、すべての経済的支援の支給実績は、ほぼ横ばいとなっています。

■経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

| | | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特別障害者手当の 支給実績（受給者数） | | 6 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| 障害児福祉手当の 支給実績（受給者数） | | 9 | 8 | 10 | 8 | 8 |
| 特別児童扶養手当の 支給実績（受給者数） | | 35 | 32 | 37 | 35 | 33 |
| 心身障害者扶養 共済制度加入等 の実績 | 加入者数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 受給者数 | 9 | 10 | 9 | 9 | 9 |

資料：榛東村健康保険課・住民生活課（各年4月1日現在）

自立支援医療の受給者数は、以下のとおりです。「精神通院医療」の受給者が増加しています。

■自立支援医療の受給者数の推移■

単位：人

| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 更生医療 | 2 | 2 | 5 | 3 | 5 |
| 精神通院医療 | 132 | 140 | 154 | 151 | 163 |
| 育成医療 | 0 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| 合計 | 134 | 143 | 160 | 157 | 171 |

資料：榛東村健康保険課（各年4月1日現在）

第2章 計画策定のためのアンケート調査

第1節 アンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

榛東村障害者計画を策定するにあたり、住民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的に実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

調査の対象者と調査方法については、以下のとおりです。

■調査対象及び調査方法■

| 項目 | 障害者 | 一般 |
|------|--|------------------|
| 調査対象 | ○村内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方 ○榛東村が障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を交付している方 | ○村内にお住まいの15歳以上の方 |
| 配布数 | 645 | 645 |
| 抽出法 | 無作為抽出 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送法 | 郵送法 |
| 調査時期 | 平成29年6月 | 平成29年6月 |
| 調査地域 | ○榛東村全域 ○障害福祉サービス受給者証等を交付している方の居住地 | ○榛東村全域 |

(3) 配布数及び回収結果

調査票の配布数と回収結果は、以下のとおりです。

■配布数及び回収結果■

| 項目 | 障害者 | 一般 |
|-------|-------|-------|
| 配布数 | 645 | 645 |
| 有効回収数 | 312 | 218 |
| 有効回収率 | 48.4% | 33.8% |

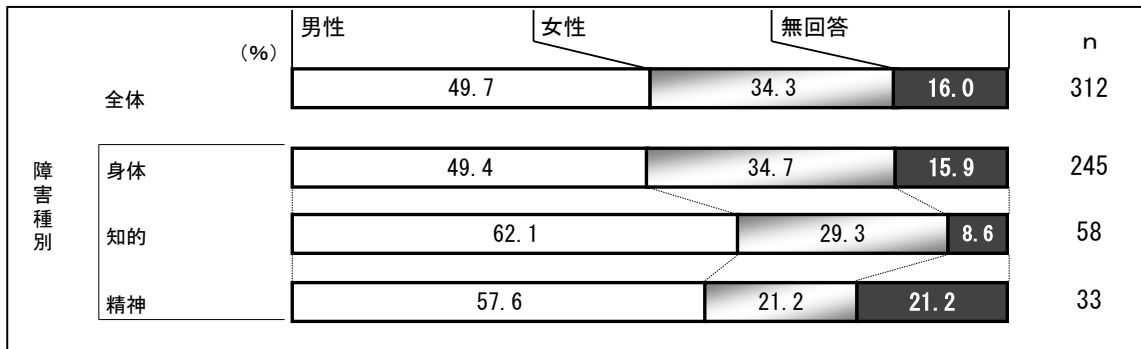
第2節 調査結果の概要

(1) 障害者アンケート

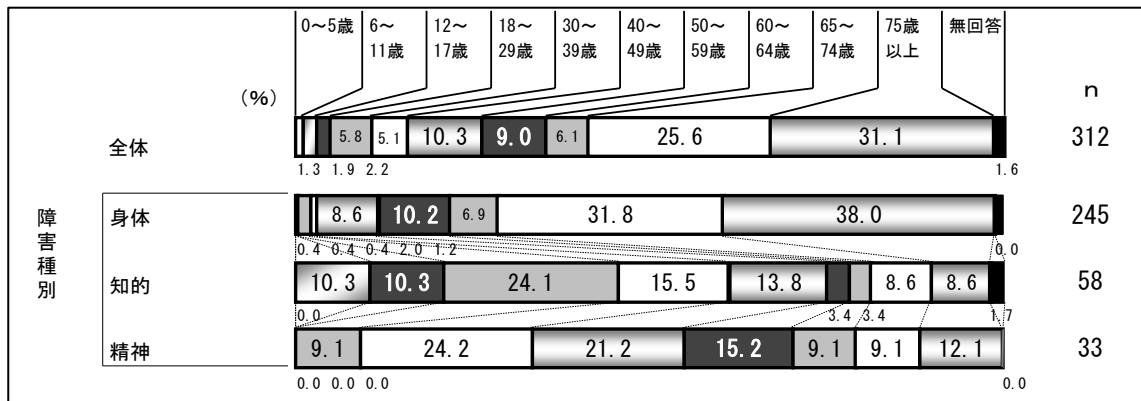
①属性

調査対象者の属性については、以下のとおりです。

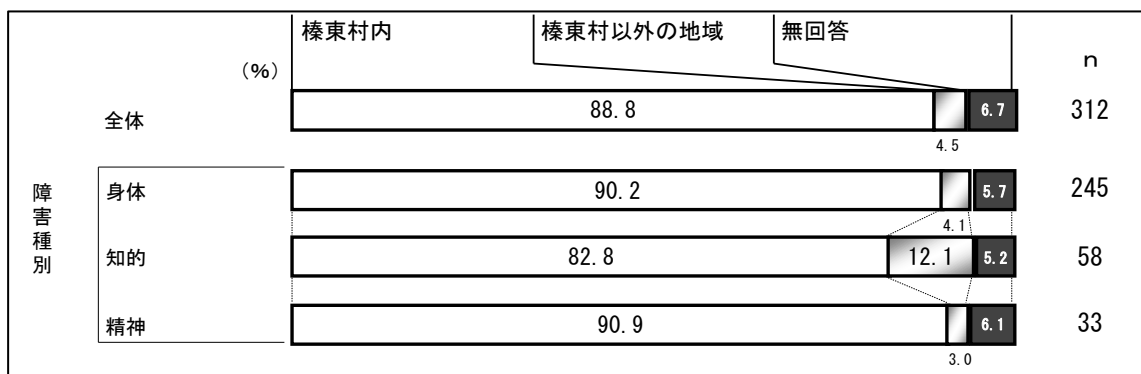
■調査対象者の性別■



■調査対象者の年齢■



■調査対象者の居住地■

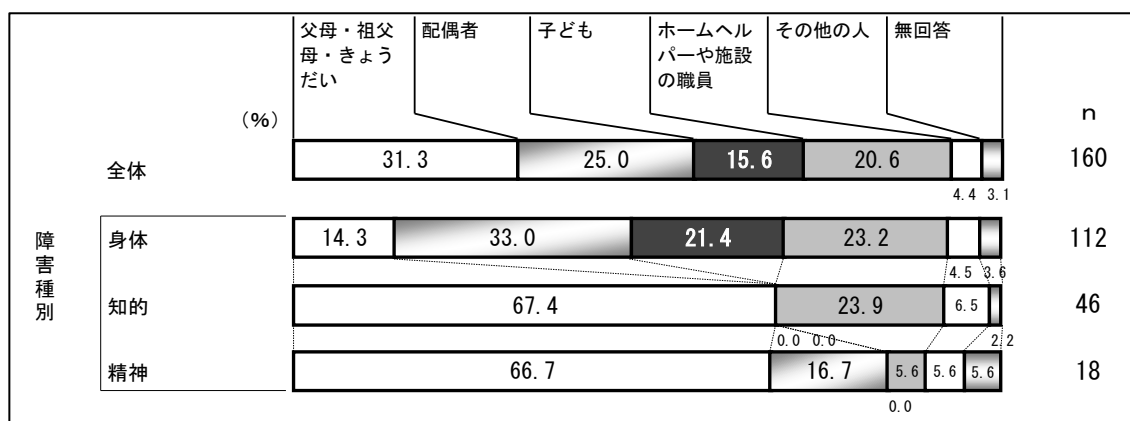


②介助者について

主な介助者については、「父母・祖父母・きょうだい」が3割強、「配偶者」が2割半ばとなっています。

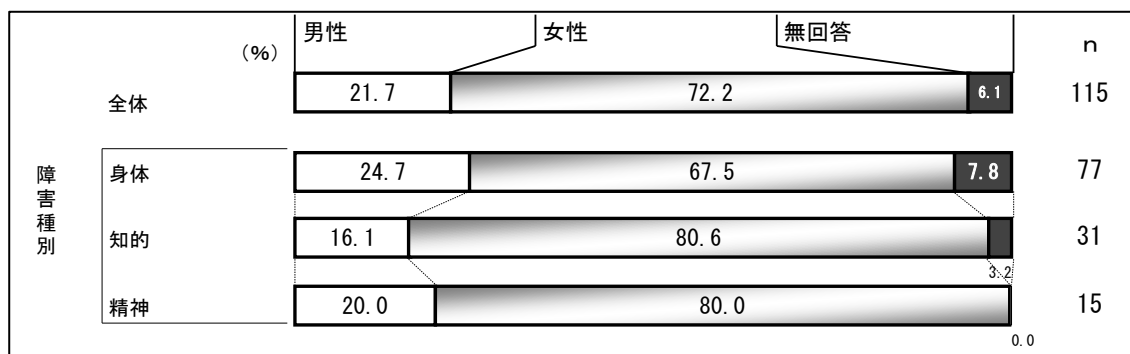
障害種別に見ると、身体障害では「配偶者」が3割強、「子ども」が2割強となっているのに対し、知的障害、精神障害では「父母・祖父母・きょうだい」が7割弱となっています。

■主な介助者■



主な介助者の性別は、以下のとおりです。「女性」が全体の7割強を占めています。

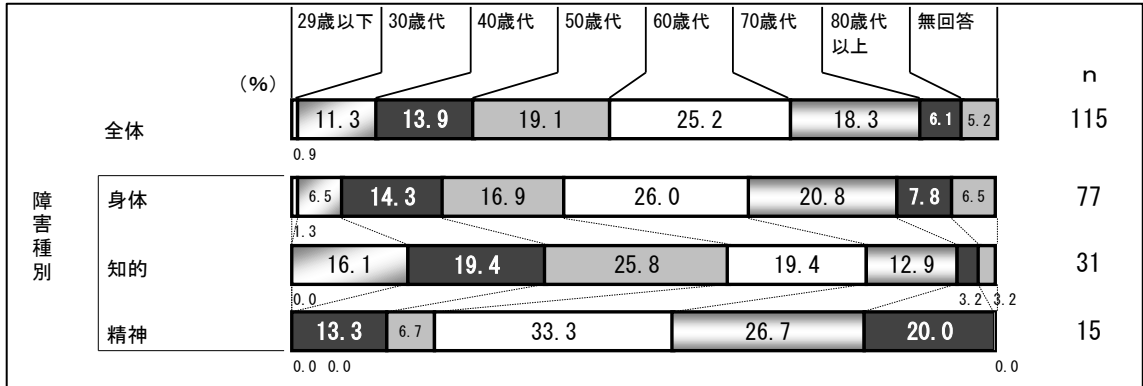
■主な介助者の性別■



主な介助者の年齢については、以下のとおりです。

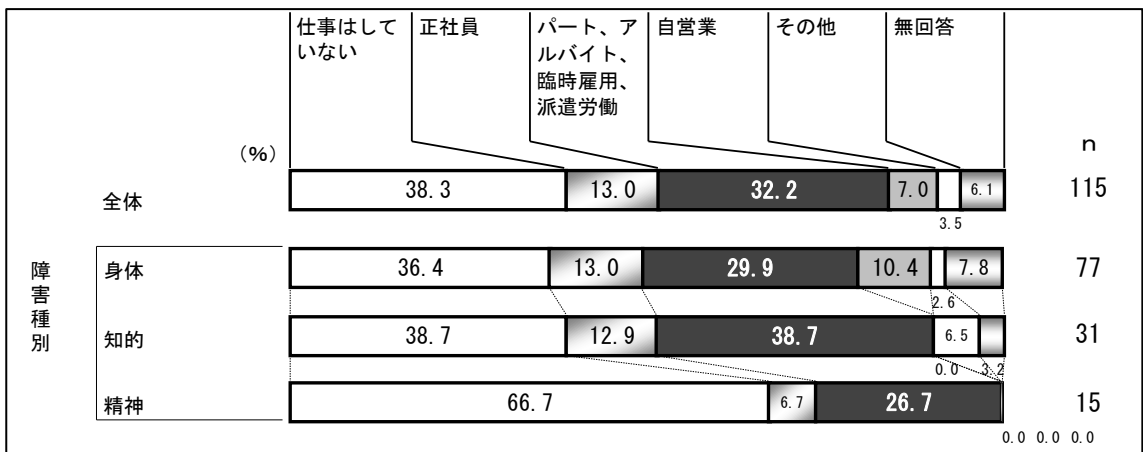
障害種別にみると、精神障害のある人の介助者の年齢は60歳代以上が8割となっており、他の障害と比べて高齢化が進んでいることがうかがえます。

■主な介助者の年齢■



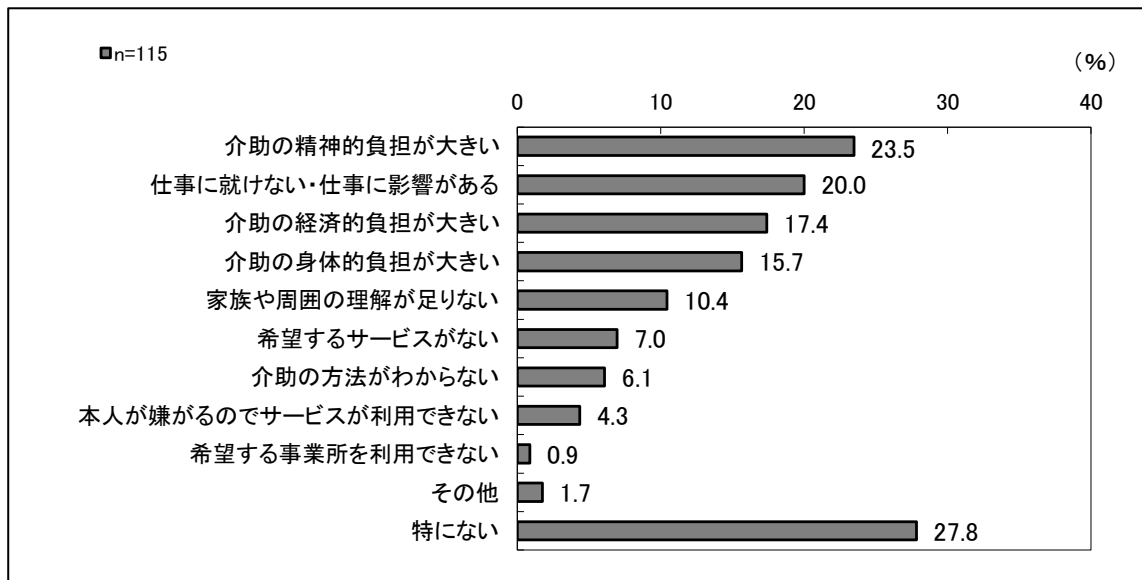
主な介助者の仕事については、以下のとおりです。精神障害のある人の介助者の7割が「仕事はしていない」と回答しています。

■主な介助者の仕事■



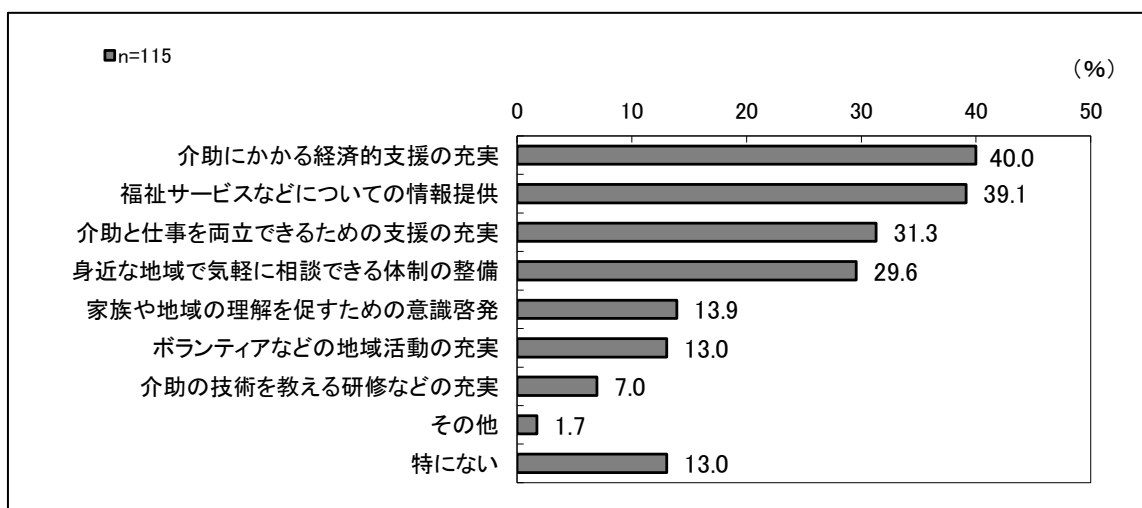
介助を行う上で困っていることについては、「介助の精神的負担が大きい」が第1位、「仕事に就けない・仕事に影響がある」が第2位などとなっています。なお、「特にない」が27.8%となっています。

■介助を行う上で困っていること■



介助者に対してどのような支援が必要かについては、「介助にかかる経済的支援の充実」が第1位、「福祉サービスなどについての情報提供」が第2位、「介助と仕事を両立できるための支援の充実」が第3位となっています。

■介助者に対してどのような支援が必要か■



③日中の生活や外出について

どのように暮らしているかについては、「配偶者と暮らしている」が第1位、「父母、祖父母、きょうだいと暮らしている」が第2位、「子どもと暮らしている」が第3位となっています。

障害種別にみると、身体障害では「配偶者と暮らしている」が第1位となっているのに対し、知的障害、精神障害では「父母、祖父母、きょうだいと暮らしている」が第1位となっています。

■どのように暮らしているか■

| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|------|----|------------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 全体 | | 配偶者と暮らしている 40.7% | 父母、祖父母、きょうだいと暮らしている 21.8% | 子どもと暮らしている 19.9% |
| 障害種別 | 身体 | 配偶者と暮らしている 48.6% | 子どもと暮らしている 23.7% | 一人で暮らしている 13.1% |
| | 知的 | 父母、祖父母、きょうだいと暮らしている 53.4% | 福祉施設、グループホームなどで暮らしている 24.1% | 配偶者と暮らしている 13.8% |
| | 精神 | 父母、祖父母、きょうだいと暮らしている 48.5% | 配偶者と暮らしている 18.2% | 子どもと暮らしている 15.2% |

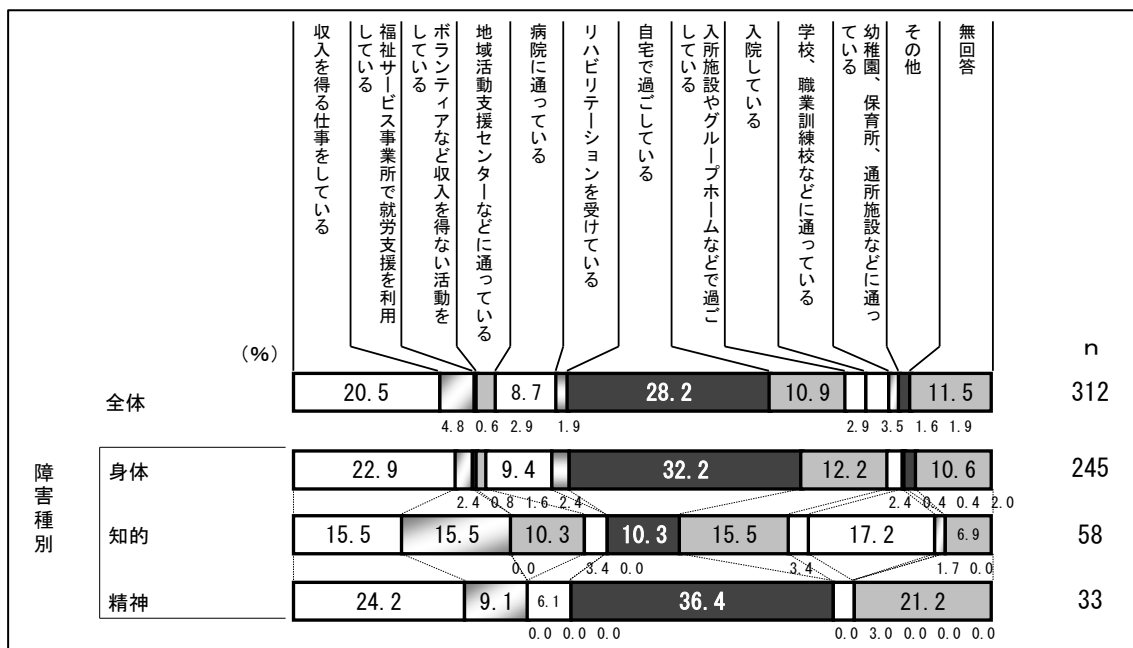
日常生活での介助の必要性については、「外出」や「お金の管理」、「薬の管理」などの「一部介助が必要」あるいは「全部介助が必要」の割合が高くなっています。これらの日常生活については介助を行う必要が高いことがわかります。

■日常生活について■

| | (%) | | | | n |
|--------------|--------|---------|---------|-----|-----|
| | ひとりできる | 一部介助が必要 | 全部介助が必要 | 無回答 | |
| 食事 | 78.2 | 9.9 | 8.0 | 3.8 | 312 |
| トイレ | 76.0 | 10.6 | 9.3 | 4.2 | 312 |
| 入浴 | 65.1 | 16.0 | 14.4 | 4.5 | 312 |
| 衣服の着脱 | 73.1 | 13.8 | 9.0 | 4.2 | 312 |
| 身だしなみ | 67.9 | 17.9 | 10.3 | 3.8 | 312 |
| 家の中の移動 | 77.9 | 9.6 | 7.7 | 4.8 | 312 |
| 外出 | 51.0 | 23.1 | 20.5 | 5.4 | 312 |
| 家族以外の人との意思疎通 | 64.4 | 19.9 | 9.6 | 6.1 | 312 |
| お金の管理 | 59.9 | 13.1 | 21.8 | 5.1 | 312 |
| 薬の管理 | 61.9 | 11.5 | 20.5 | 6.1 | 312 |

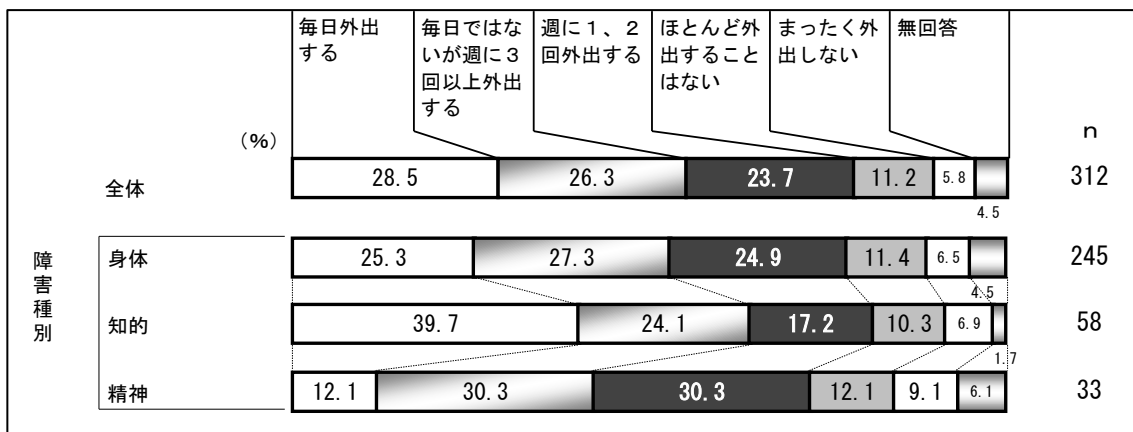
平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が3割強、「収入を得る仕事をしている」が2割強となっています。

■平日の日中の過ごし方■



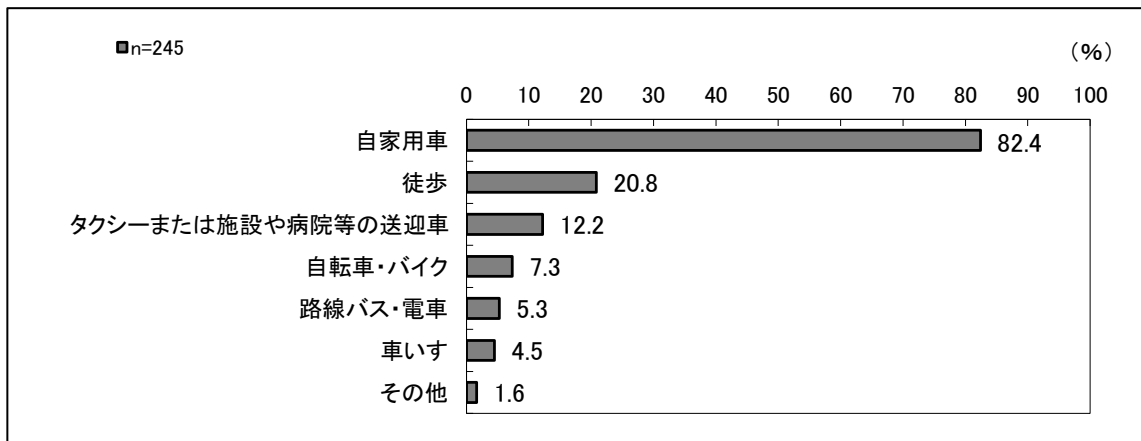
外出する頻度については、「毎日外出する」が3割強となっています。特に知的障害と身体障害の「毎日外出する」の割合が、精神障害と比べて高くなっています。また、「ほとんど外出することはない」と「まったく外出しない」の割合は、いずれも2割程度となっています。

■外出する頻度■



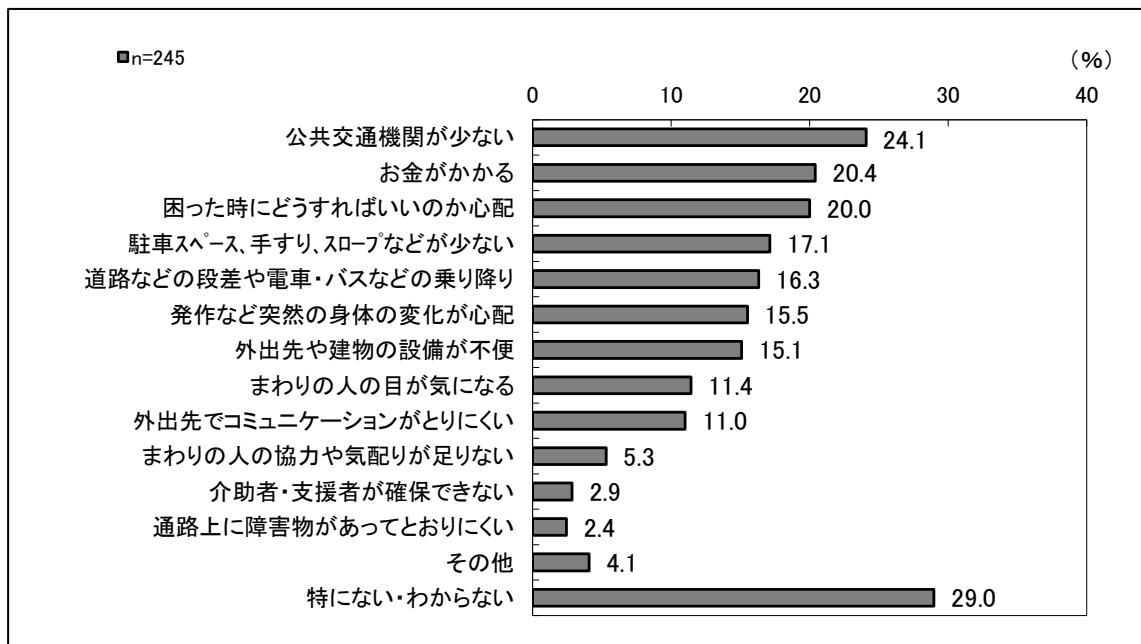
外出する時の主な交通手段については、「自家用車」が第1位となっています。

■外出する時の主な交通手段■



外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない」が第1位、「お金がかかる」が第2位、「困ったときにどうすればいいのか心配」が第3位となっています。
 なお、「特にない・わからない」は29.0%となっています。

■外出する時に困ること■

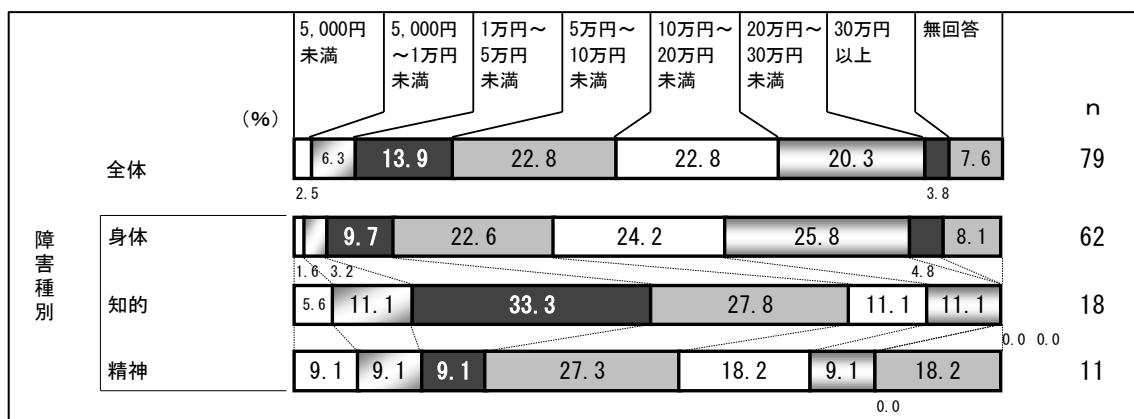


④就労について

就労している人の1か月の収入については、「10万円未満」と回答した人が全体の45.5%となっています。

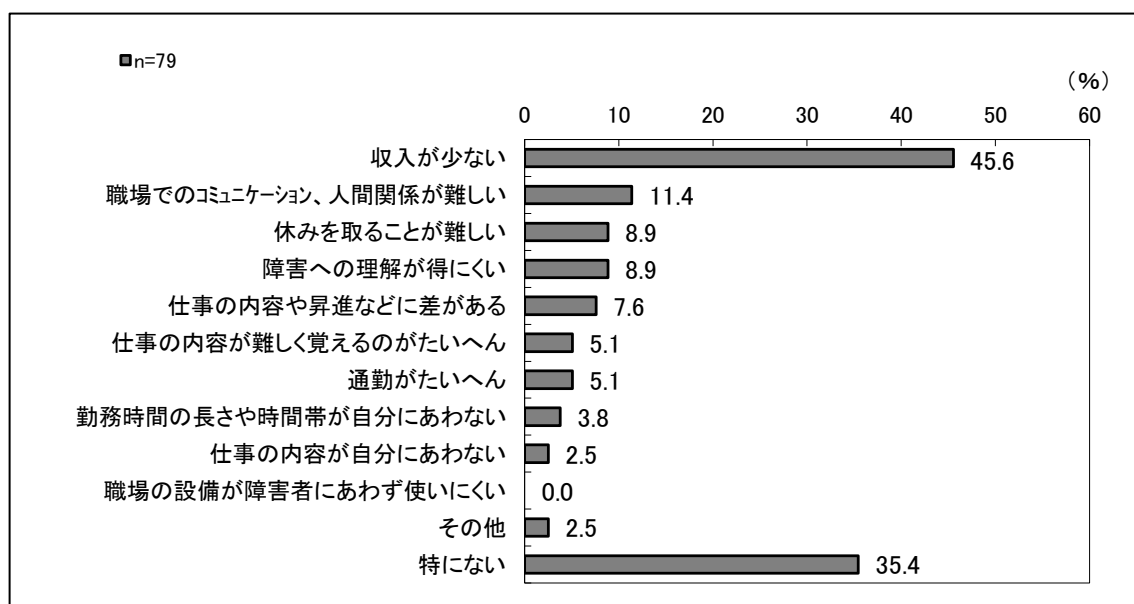
障害種別に見ると、知的障害では「10万円未満」の割合が8割弱となっており、身体障害、精神障害に比べて高くなっています。

■ 1か月の収入 ■



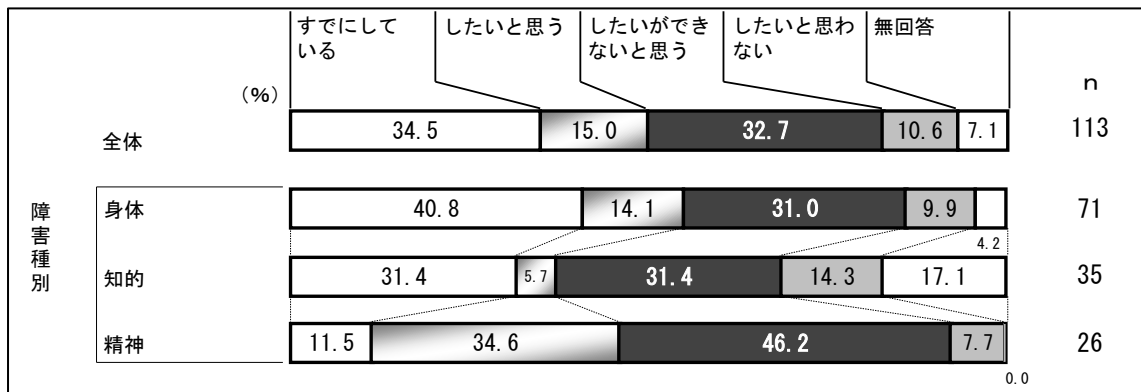
仕事で悩んでいることや困っていることについては、「収入が少ない」が第1位となっています。

■仕事で悩んでいることや困っていること■



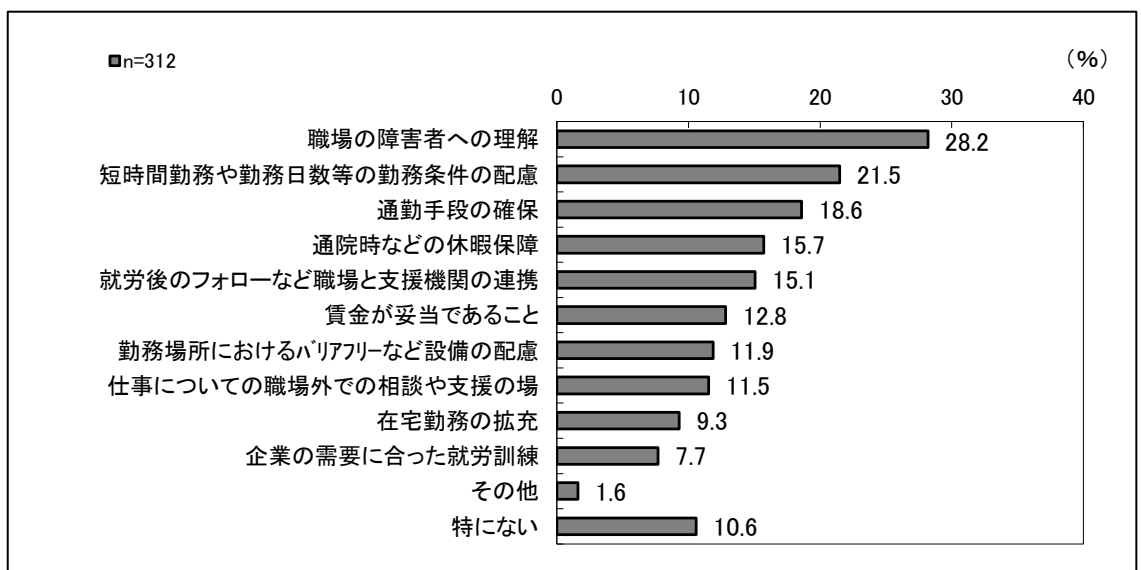
今後収入を得る仕事をしたいかについては、「すでになっている」、「したいができないと思う」がともに3割強となっています。障害種別では、精神障害のある人の「したいができないと思う」が「したいと思う」を超え、46.2%となっています。

■今後収入を得る仕事をしたいか■



障害のある人が働くために大切なことについては、「職場の障害者への理解」が第1位、「短時間勤務や勤務日数等の勤務条件の配慮」が第2位、「通勤手段の確保」が第3位となっています。

■障害者が働くために大切なこと■



⑤余暇活動について

余暇活動の妨げとなることについては、「健康や体力に自信がない」が第1位となっており、次いで「参加できるものが少ない」、「コミュニケーションが難しい」などとなっています。精神障害のある人については、自身の身体的な課題のほかにも、参加できる活動が少ないことや、コミュニケーションに課題があることがうかがえます。

■余暇活動のさまたげとなること■

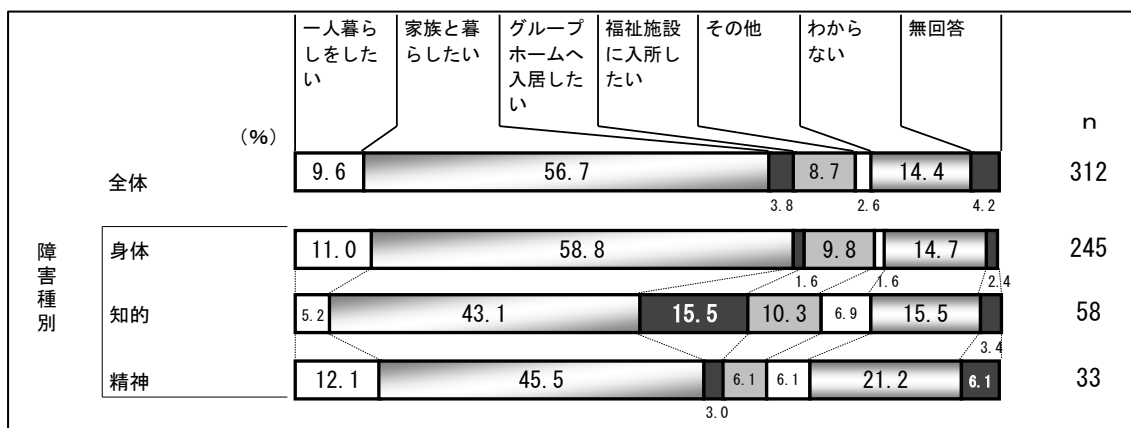
| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|------|----|------------------------------|--|------------------------------|
| 全体 | | 健康や体力に自信がない 22.4% | 参加できるものが少ない 16.3% | コミュニケーションが難しい 14.7% |
| 障害種別 | 身体 | 健康や体力に自信がない 23.7% | 参加できるものが少ない 14.3% | どのような活動が行われているか知らない 11.4% |
| | 知的 | コミュニケーションが難しい 39.7% | 参加できるものが少ない 20.7% | どのような活動が行われているか知らない 19.0% |
| | 精神 | どのような活動が行われているか知らない 36.4% | 一緒に活動する人がいない／健康や体力に自信がない ／コミュニケーションが難しい | 24.2% |

⑥今後の生活について

今後望む暮らし方については、「家族と暮らしたい」が6割弱となっています。また、「一人暮らしをしたい」が1割弱となっています。

障害種別にみると、知的障害では「グループホームへ入居したい」が1割半ばとなっており、身体障害、精神障害と比べて高くなっています。

■今後望む暮らし方■



また、今後暮らしたい地域については、「榛東村内」が8割強となっており、多くの人が住み慣れた榛東村での暮らしを希望していることがわかります。

■今後暮らしたい地域■

| | | 榛東村内 | 榛東村以外の地域 | 無回答 | n |
|------|----|------|----------|-----|-----|
| 障害種別 | 全体 | 82.4 | 11.9 | 5.8 | 312 |
| | 身体 | 84.1 | 11.4 | 4.5 | 245 |
| | 知的 | 72.4 | 22.4 | 5.2 | 58 |
| | 精神 | 63.6 | 27.3 | 9.1 | 33 |

地域で生活するためにあればよい支援については、「経済的な負担の軽減」が第1位、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」・「必要な外出支援のサービスが利用できる」などとなっています。

障害種別にみると、身体障害では「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」・「経済的な負担の軽減」が第1位となっているのに対し、知的障害では「必要な外出支援のサービスが利用できる」、精神障害では「地域に働ける場所がある」が第1位となっています。知的障害のある人は外出支援のニーズが高いことがうかがえます。また、精神障害のある人は就労の場の創出を求める人が多いことがうかがえます。

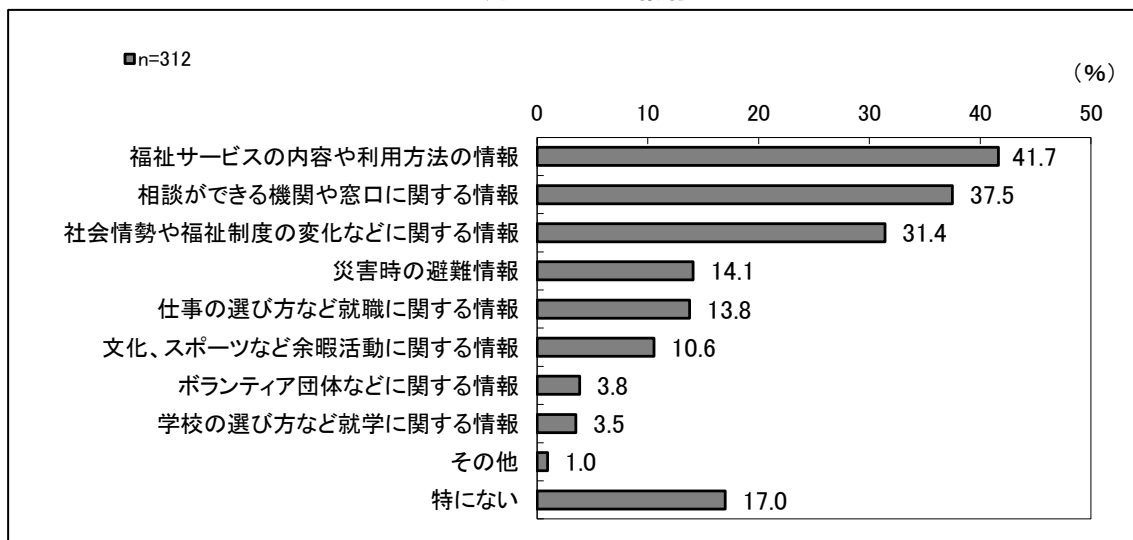
■地域で生活するためにあればよい支援■

| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|------|----|--|---|------------------------------|
| 全体 | | 経済的な負担の軽減 37.2% | 在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる／必要な外出支援のサービスが利用できる 32.1% | |
| 障害種別 | 身体 | 在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる／経済的な負担の軽減 37.6% | 必要な外出支援のサービスが利用できる 31.0% | |
| | 知的 | 必要な外出支援のサービスが利用できる 43.1% | 経済的な負担の軽減 41.4% | 緊急時に宿泊できるところがある 37.9% |
| | 精神 | 地域に働ける場所がある 48.5% | 経済的な負担の軽減 45.5% | 何でも相談できる相談員や相談窓口がある 36.4% |

⑦今後知りたい情報について

今後知りたい情報については、「福祉サービスの内容や利用方法の情報」、「相談ができる機関や窓口に関する情報」などが上位となっています。

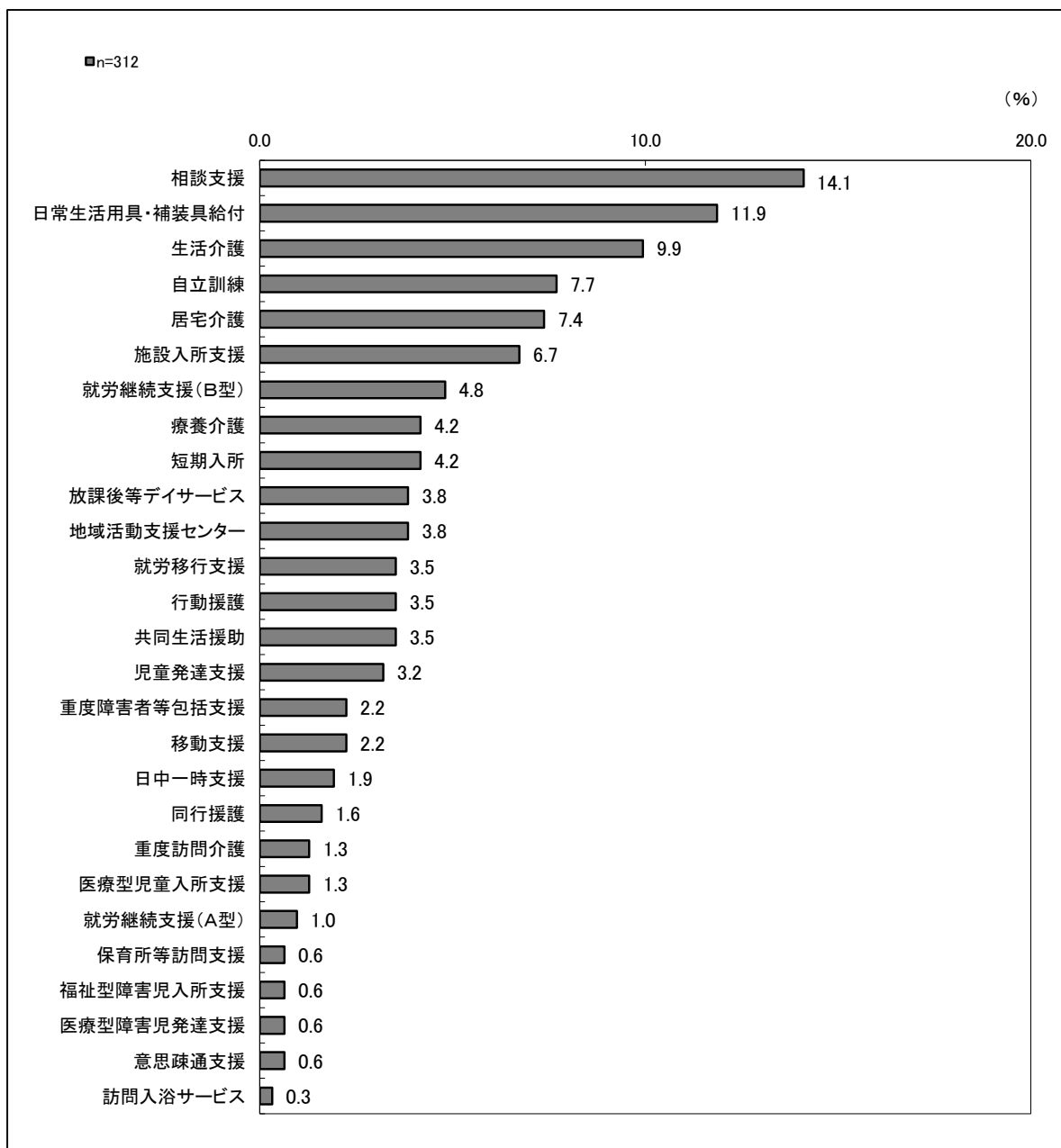
■今後知りたい情報■



⑧障害福祉サービスなどの利用について

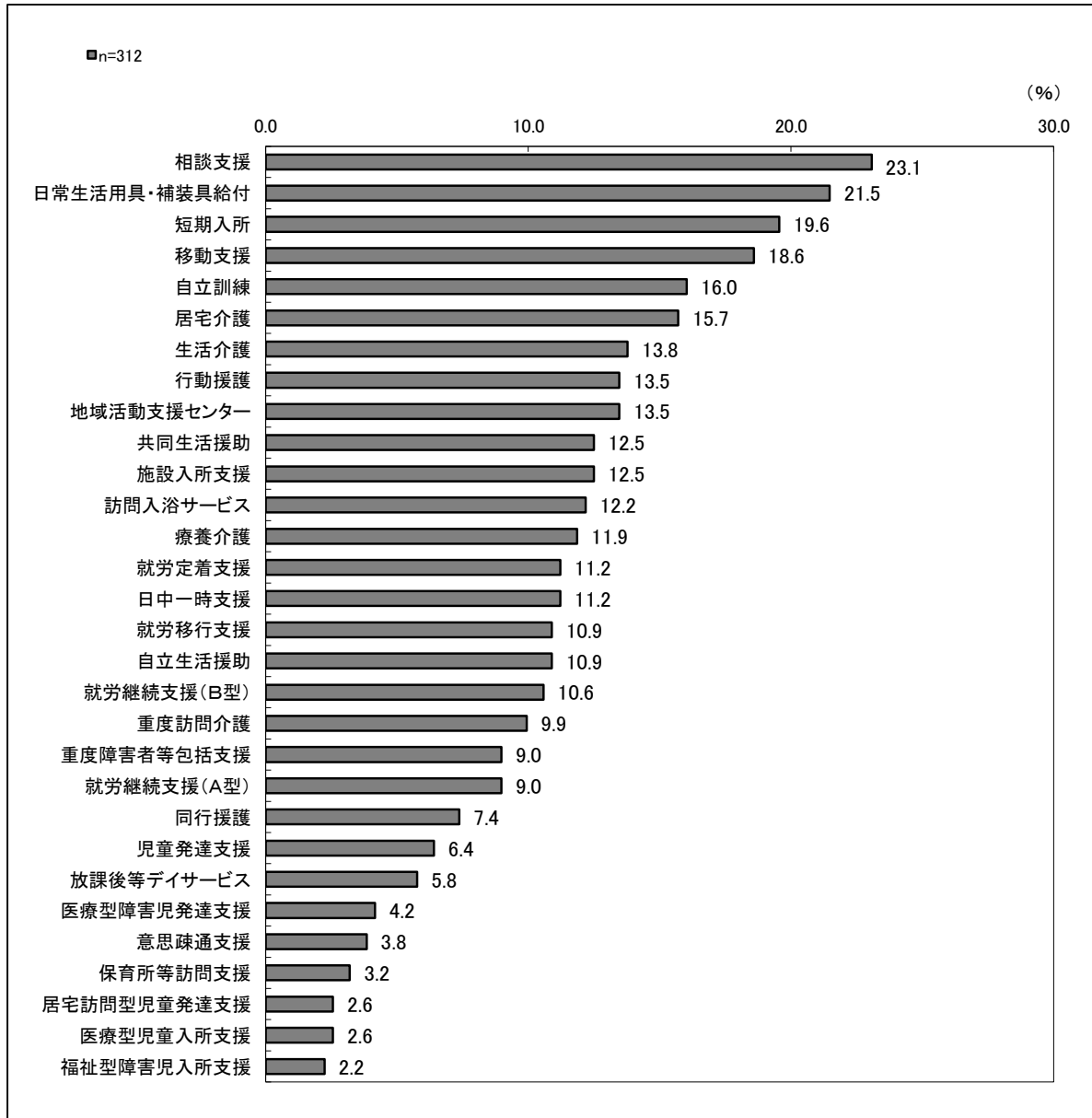
福祉サービスなどの現在の利用状況については、以下のとおりです。「相談支援」や「日常生活用具・補装具給付」の利用が高いことがうかがえます。

■福祉サービスなどの利用状況（「利用している」の割合）■



また、福祉サービスなどの利用意向については、以下のとおりです。「相談支援」、
「日常生活用具・補装具給付」、「短期入所」などの利用意向が比較的高くなっています。

■福祉サービスなどの利用意向（「利用したい」の割合）■

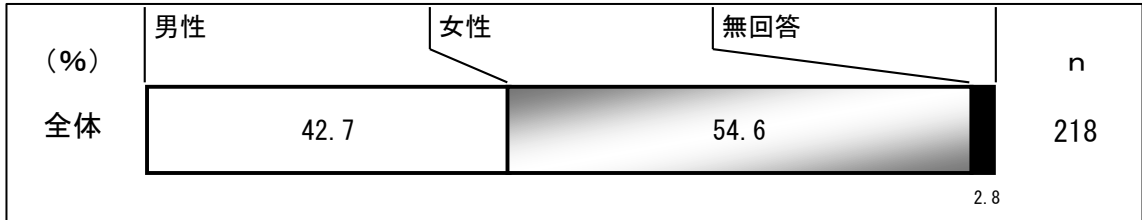


(2) 一般住民アンケート

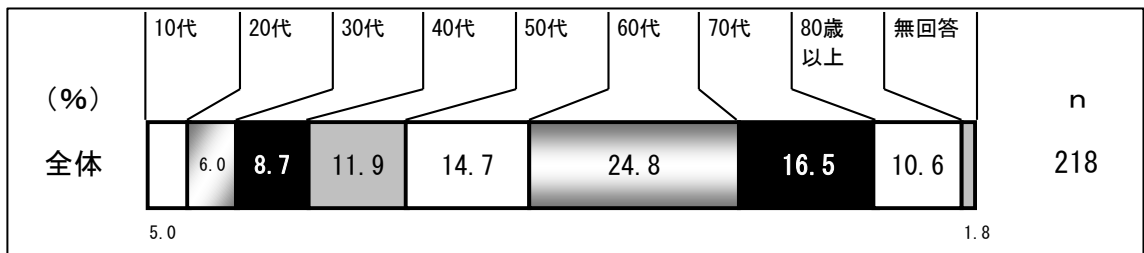
①回答者の属性

回答者の属性は、以下のとおりです。

■回答者の性別■



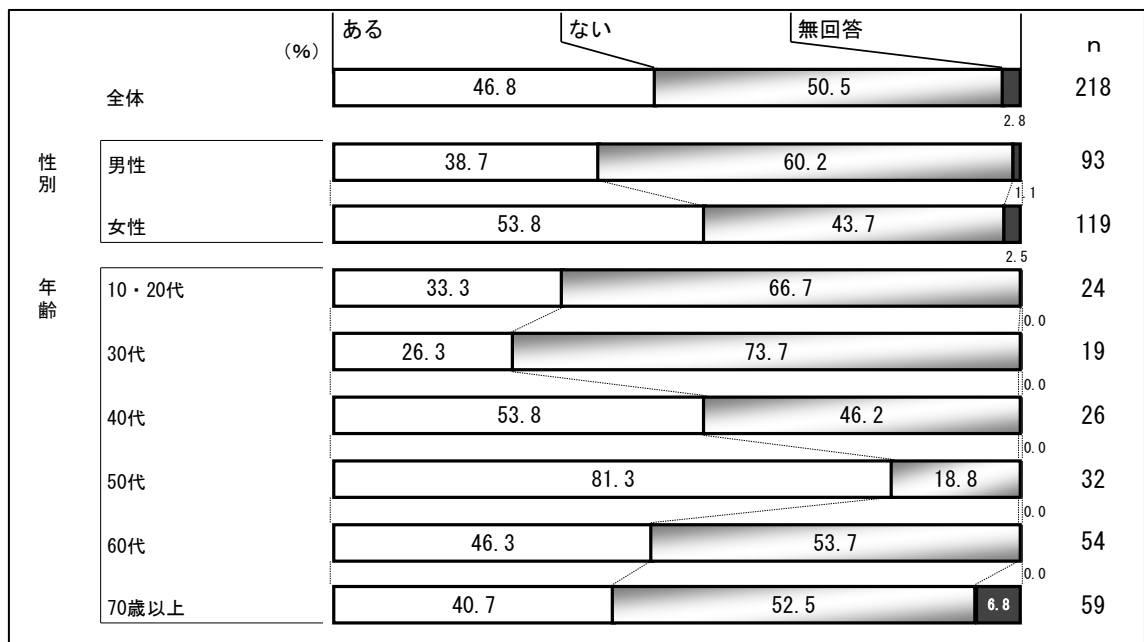
■回答者の年齢■



②障害のある人とのかわりについて

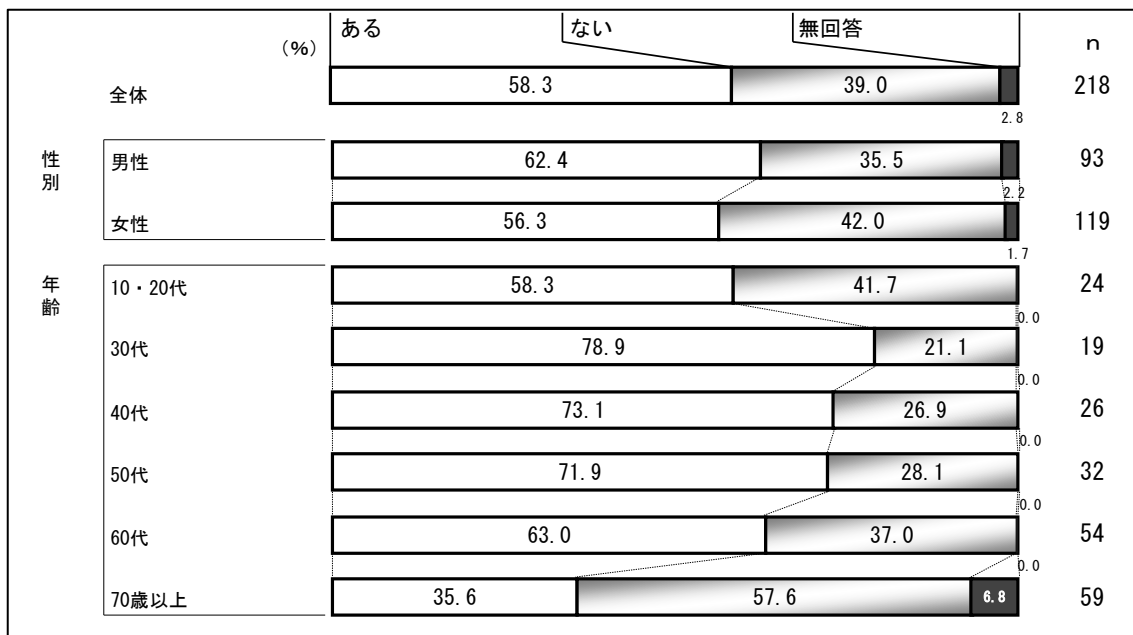
障害のある人の手助けをしたことがあるかについては、「ない」が5割強、「ある」が5割弱となっています。年齢別にみると、50代では「ある」が8割強となっています。

■障害のある人の手助けをしたことがあるか■



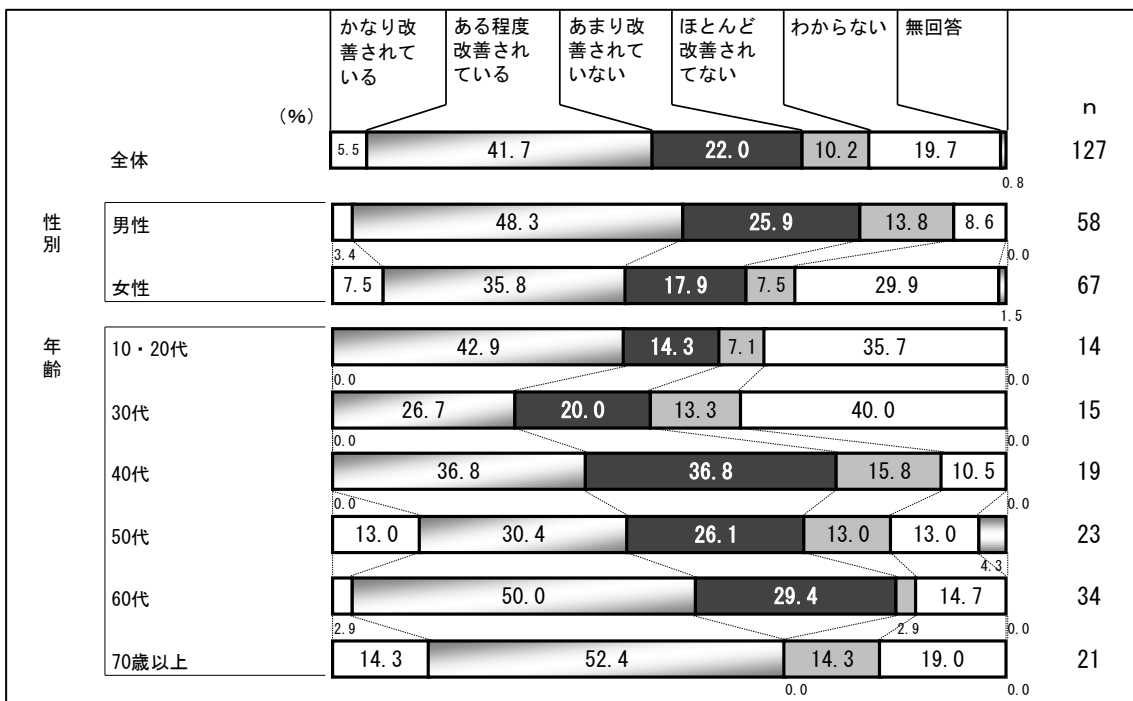
障害を理由とした差別や偏見があると思うかについては、「ある」が6割弱、「ない」が4割弱となっています。特に30代から50代にかけて、「ある」が7割以上となっています。

■障害を理由とした差別や偏見があると思うか■



障害を理由とする差別や偏見が5年前と比べて改善されていると思うかについては、“改善されている”は5割弱、“改善されていない”は3割強となっています。

■障害を理由とする差別や偏見が5年前と比べて改善されていると思うか■



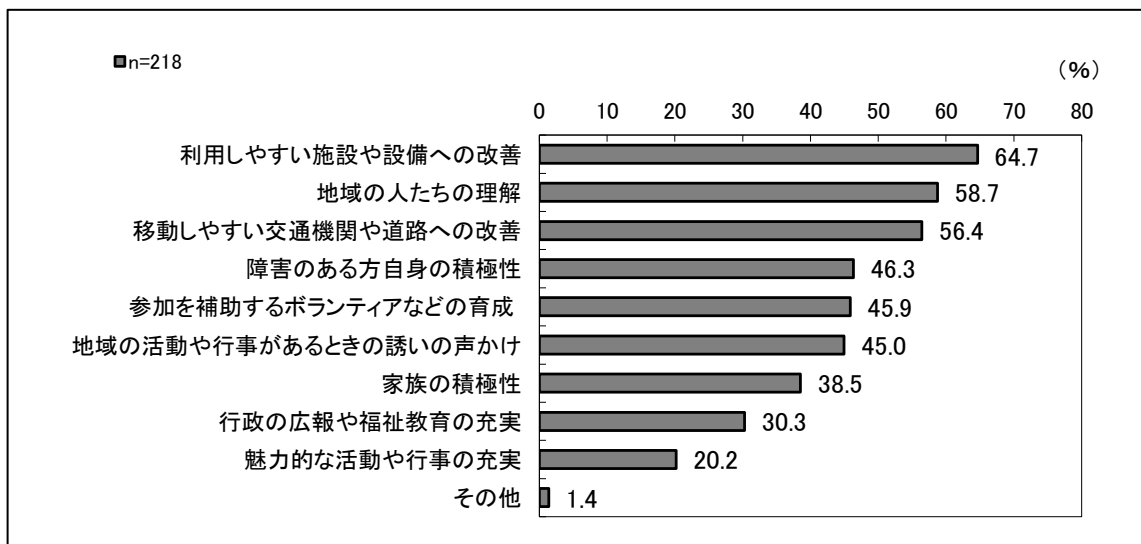
障害のある人の社会参加については、「理解が深まってきていると思う」が3割強、「理解が深まっているとは思わない」が2割強となっています。

■障害のある人の社会参加について■

| | | 理解が深まってきていると思う | 理解が深まっているとは思わない | どちらともいえない | 無回答 | n |
|----|--------|----------------|-----------------|-----------|------|-----|
| 全体 | | 34.9 | 22.9 | 35.3 | 6.9 | 218 |
| 性別 | 男性 | 32.3 | 26.9 | 38.7 | 2.2 | 93 |
| | 女性 | 38.7 | 19.3 | 33.6 | 8.4 | 119 |
| 年齢 | 10・20代 | 45.8 | 8.3 | 41.7 | 4.2 | 24 |
| | 30代 | 21.1 | 26.3 | 47.4 | 5.3 | 19 |
| | 40代 | 30.8 | 42.3 | 26.9 | 0.0 | 26 |
| | 50代 | 28.1 | 34.4 | 34.4 | 3.1 | 32 |
| | 60代 | 37.0 | 22.2 | 35.2 | 5.6 | 54 |
| | 70歳以上 | 40.7 | 15.3 | 33.9 | 10.2 | 59 |

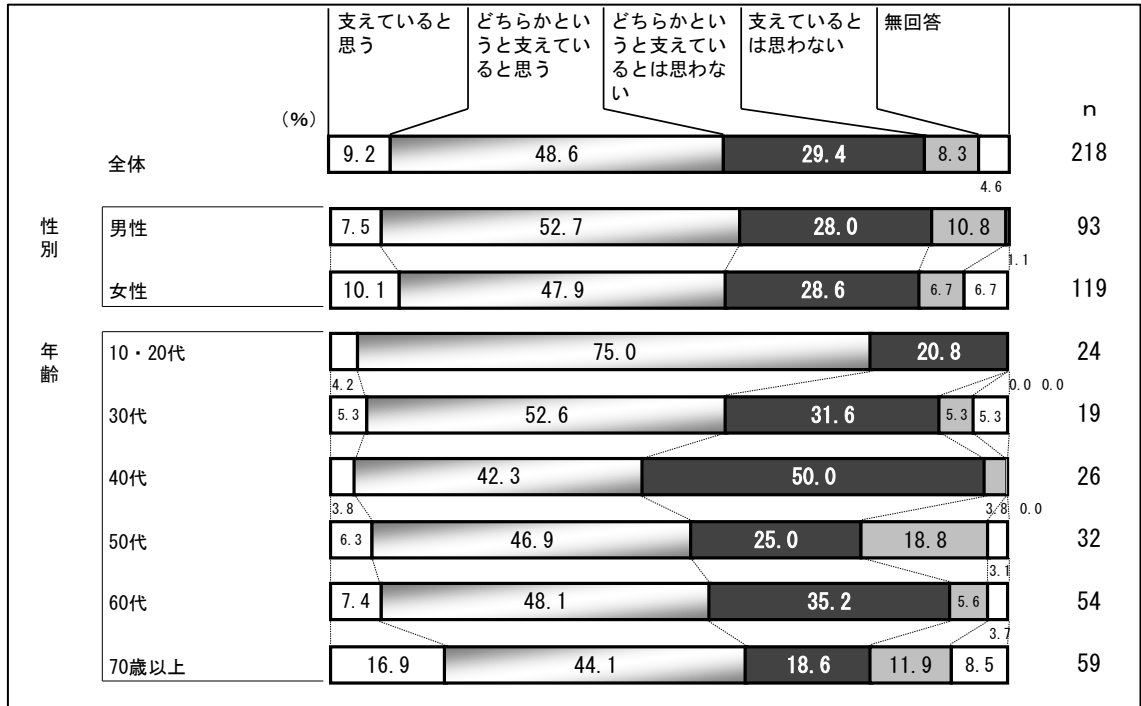
障害のある人の社会参加で大切なことについては、「利用しやすい施設や設備への改善」、「地域の人たちの理解」、「移動しやすい交通機関や道路への改善」が上位となっています。

■障害のある人の社会参加で大切なこと■



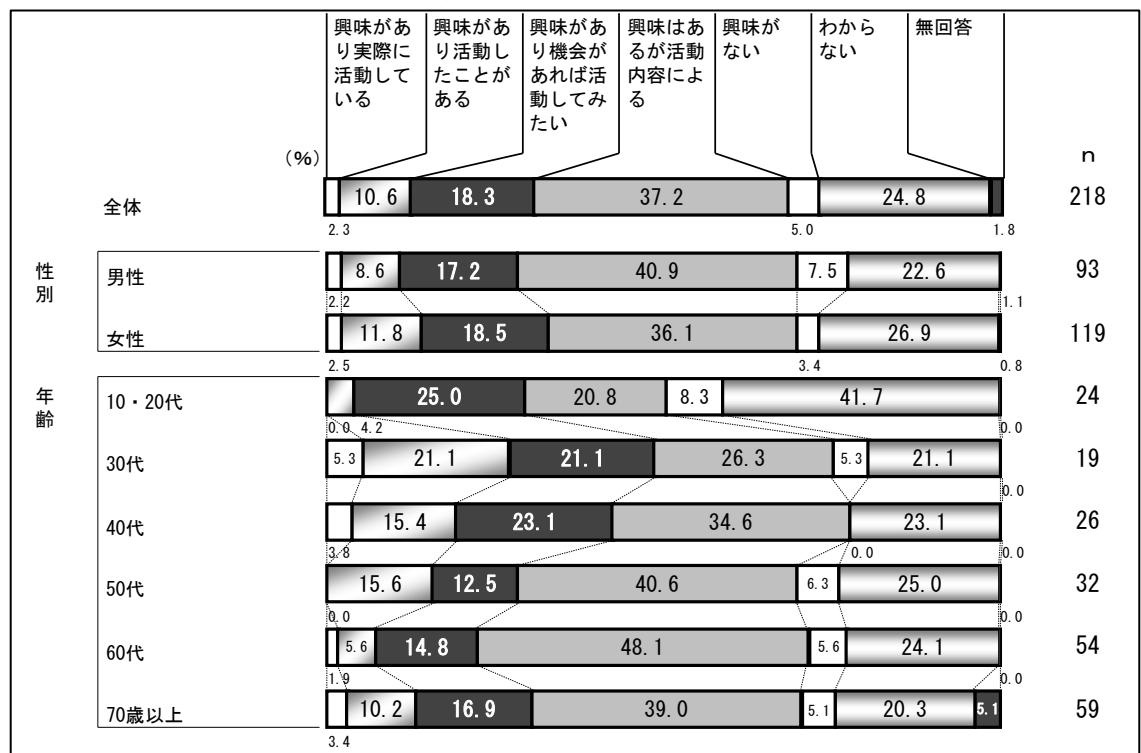
障害のある人を地域の方が支えていると思うかについては、“支えていると思う”が6割弱、“支えていると思わない”が4割弱となっています。

■障害のある人を地域の方が支えていると思うか■



支援活動への興味については、「興味はあるが活動内容による」が4割弱、「興味があり機会があれば活動してみたい」が2割弱などとなっています。

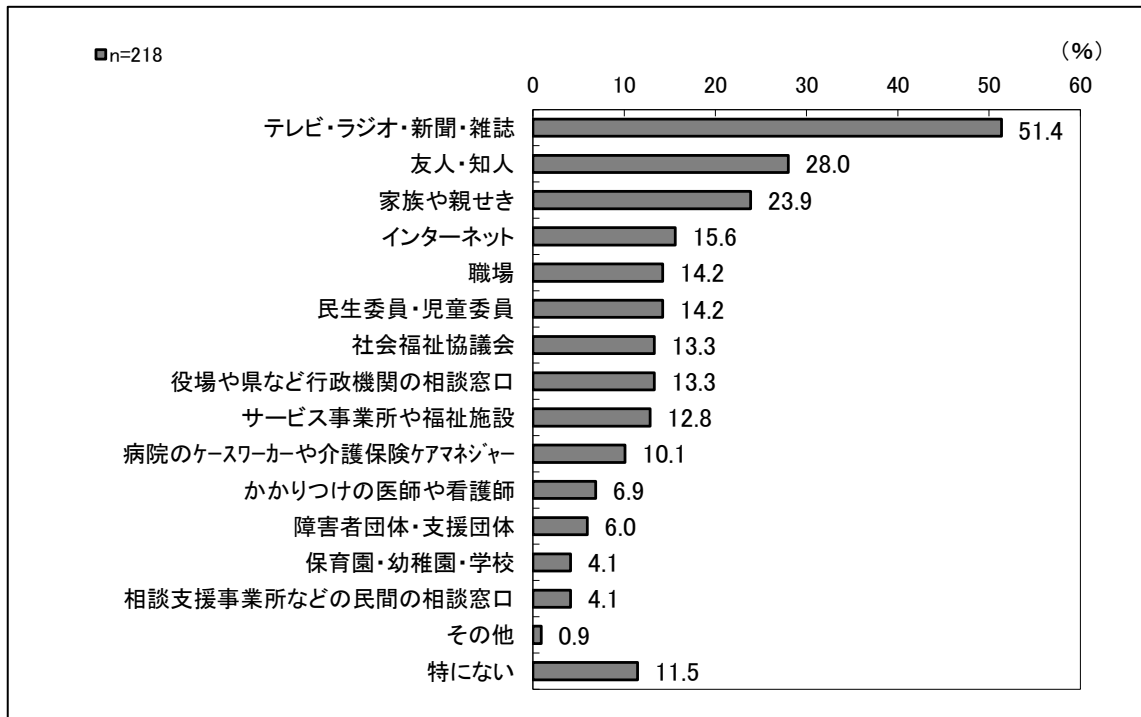
■支援活動への興味について■



③福祉サービス等の情報について

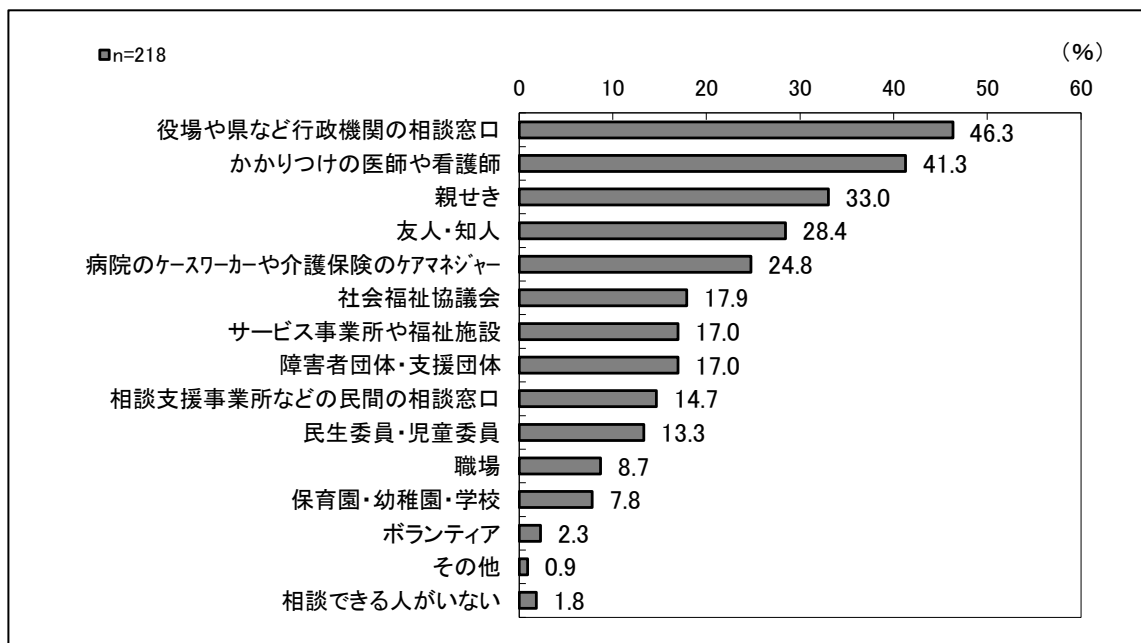
福祉サービスに関する情報の入手先については、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が第1位となっています。

■福祉サービスに関する情報の入手先■



障害についての相談先については、「役場や県など行政機関の相談窓口」が第1位、「かかりつけの医師や看護師」が第2位などとなっています。

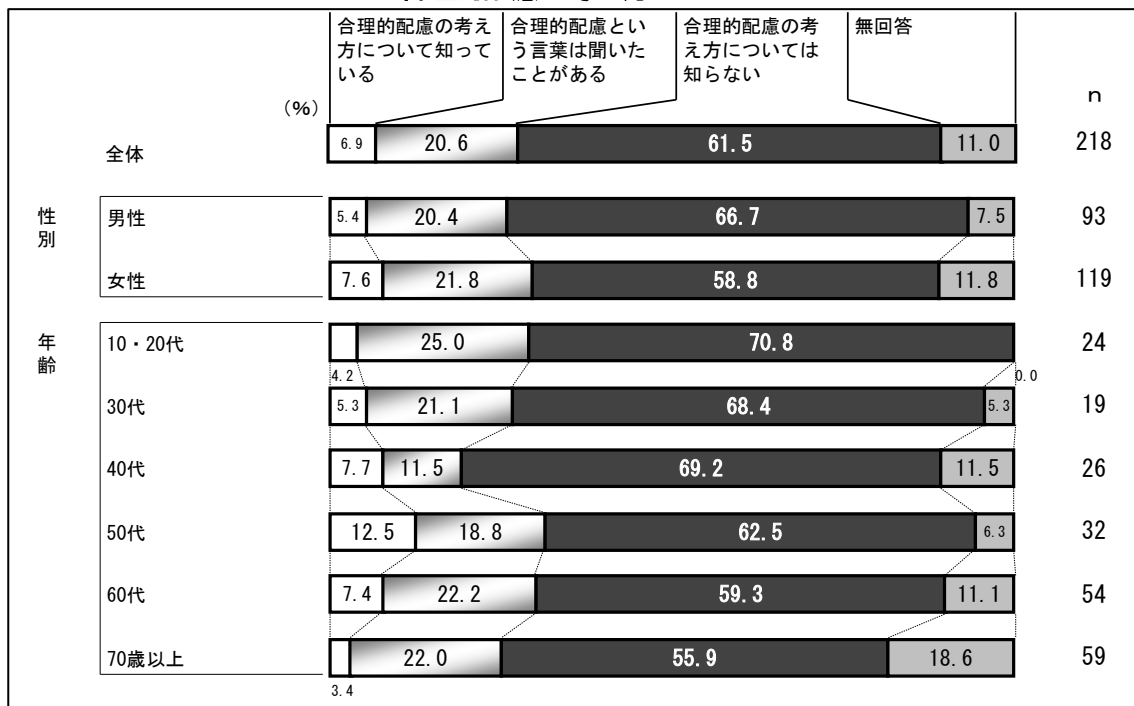
■障害についての相談先■



④障害のある人の権利擁護について

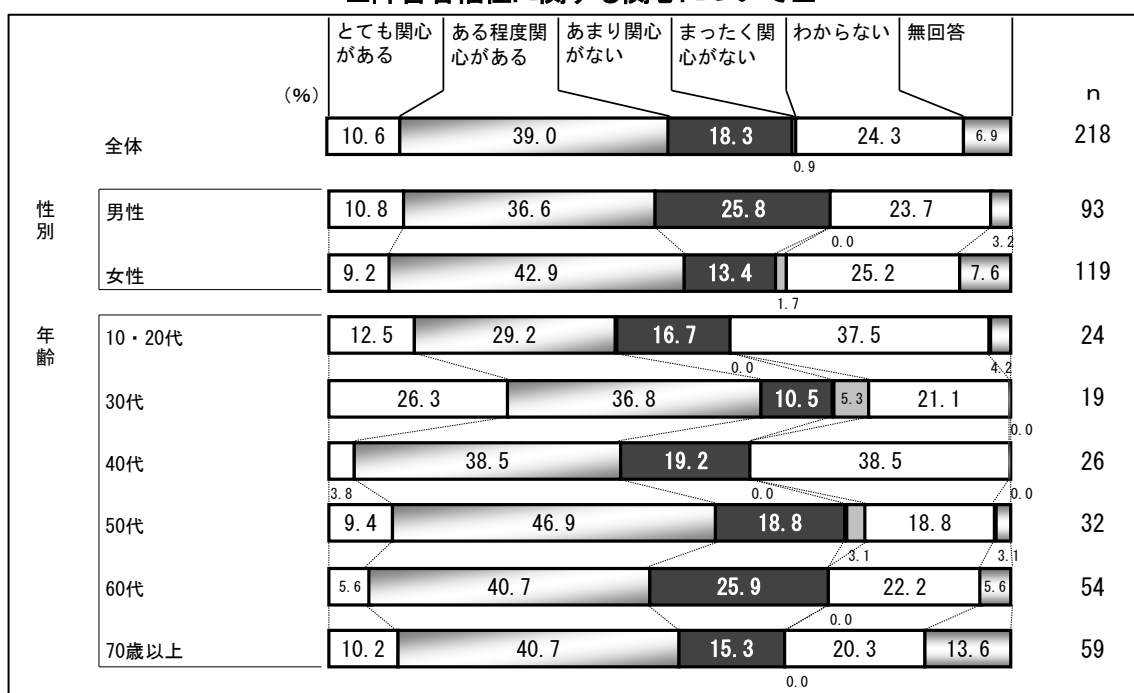
「合理的配慮」の考え方について知っているかについては、「合理的配慮の考え方については知らない」が6割強となっており、多くの人に障害者差別解消法が浸透していないことがうかがえます。

■合理的配慮の考え方について■



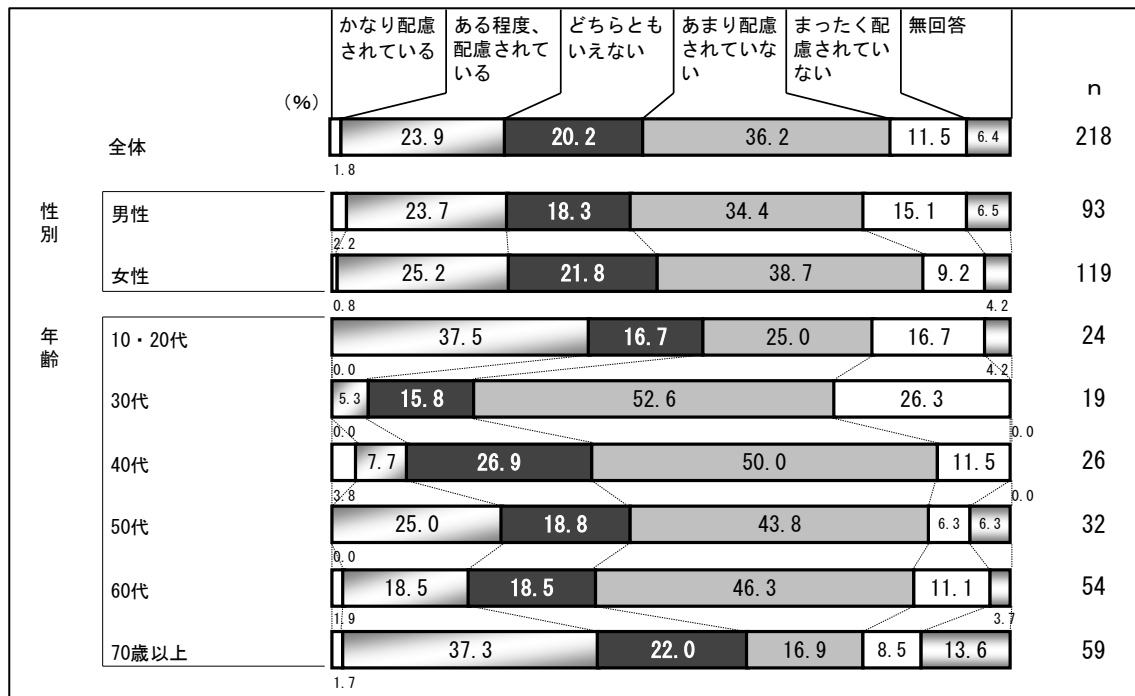
障害者福祉に関して関心があるかについては、「関心がある」が5割弱、「関心がない」が2割弱となっています。

■障害者福祉に関する関心について■



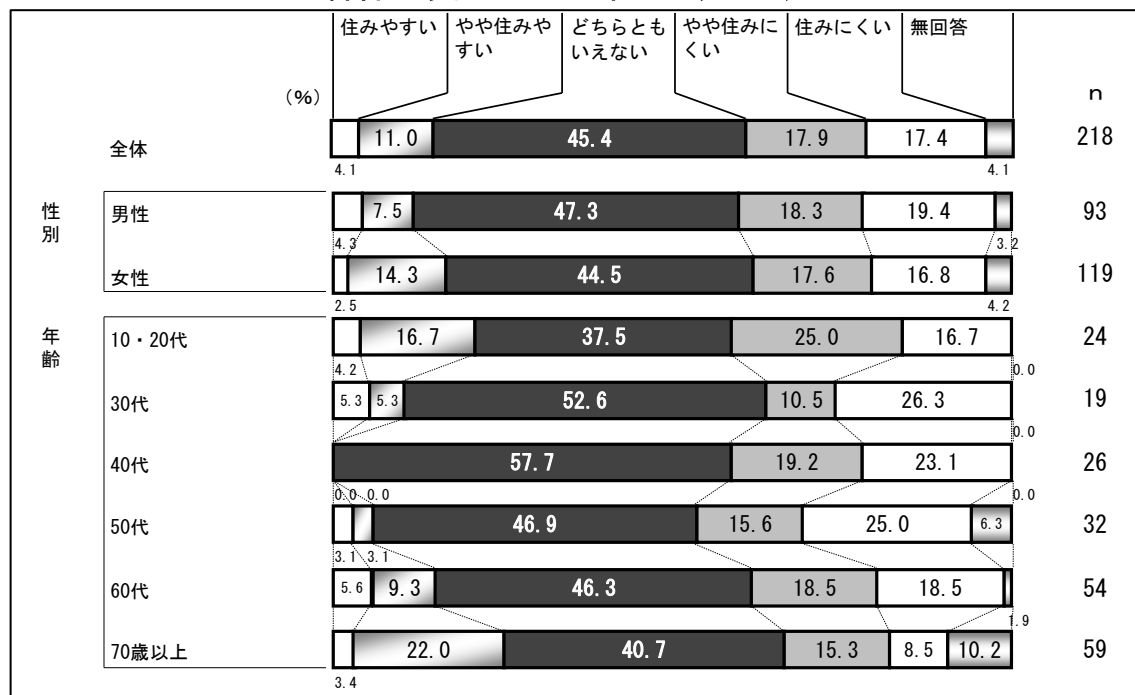
村内の道路や施設の障害のある人に対する配慮については、“配慮されていない”が5割弱、“配慮されている”が3割弱となっています。今後も道路や施設のバリアフリー化を進めていく必要があることがうかがえます。

■村内の道路や施設の障害のある人に対する配慮について■



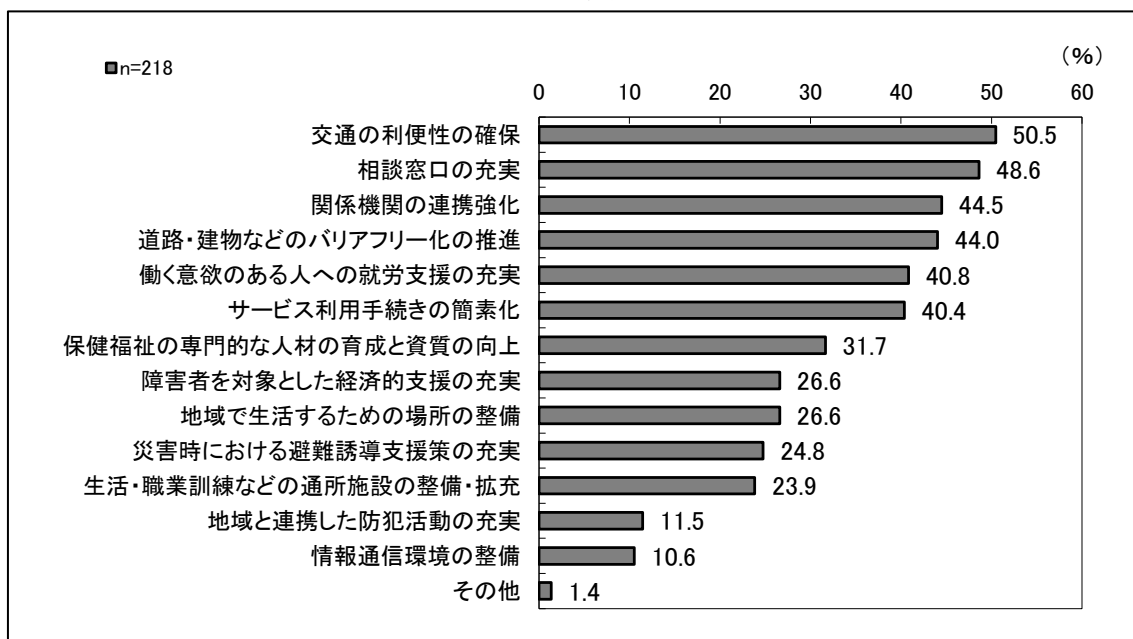
障害のある人にとって住みやすい地域かについては、“住みにくい”が4割弱、“住みやすい”が2割弱となっています。

■障害のある人にとって住みやすい地域か■



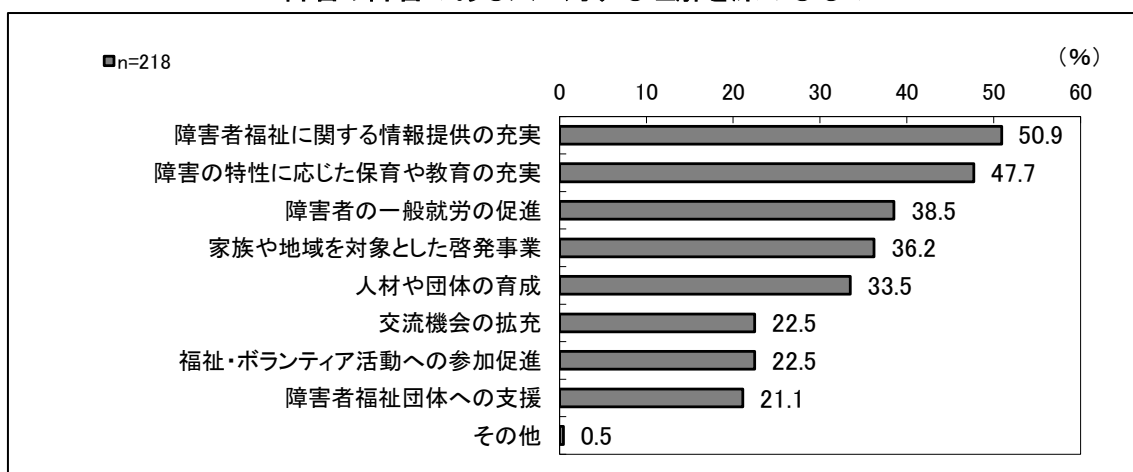
行政施策として改善できるものについては、「交通の利便性の確保」、「相談窓口の充実」、「関係機関の連携強化」などが上位となっています。

■行政施策として改善できるもの■



障害や障害のある人に対する理解を深めるものについては、「障害者福祉に関する情報提供の充実」や「障害の特性に応じた保育や教育の充実」、「障害のある人の一般就労の促進」が上位となっています。

■障害や障害のある人に対する理解を深めるもの■



第3章 計画の基本課題

障害のある人をめぐる障害者施策の動向や生活実態等を総合的に勘案すると、榛東村障害者計画の策定にあたっては、次のような課題が挙げられます。

(1) 福祉意識の向上と理解の促進

障害のある人もない人も、ともに地域の中で暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現には、心理的障壁を取り除くことが大切です。一般住民を対象としたアンケート調査では、障害を理由とした差別や偏見があると思うかについて、「ある」が6割弱となっています。また、合理的配慮の考え方について知っているかについては、「合理的配慮の考え方については知らない」が6割強となっています。平成28年から障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、障害や障害のある人に対する正しい知識や理解を進め、ともに手を携えて支え合うことのできる社会の実現に向けて、広報や周知活動を進めていく必要があります。

また、障害のある人が地域で生活するためには、公的なサービスだけでは不十分です。ボランティアやNPO団体、当事者団体等の活動を支援し、地域でともに暮らす住民が互いに支え合うことのできる福祉のむらづくりを進めていく必要があります。一般住民を対象としたアンケート調査でも、支援活動に興味がある人が7割弱となっていることから、意欲のある人を支援していくことが求められます。

(2) 地域生活を支えるための支援

「地域共生社会」の実現にあたっては、障害のある人が自らの生き方を自ら選んで決定することができること、また自らの選択や決定によって生じた結果に対して責任を負うことができる環境であることが大切です。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、多くの人が住み慣れた榛東村での生活を希望しています。障害の有無に関わらず、一人ひとりが自立した生活を送ることのできる社会を実現するため、必要なサービスや相談支援体制を整備するとともに、本人が希望する地域で生活を送ることができるよう、また一人ひとりのニーズにあった福祉サービスが提供できるよう、質・量の両面から充実させる必要があります。

(3) 社会的自立に向けた支援

障害のある子どもが社会的に自立していくためには、子どもの成長や特性に応じて適切な療育や教育を受けることが必要です。障害のある人を対象としたアンケート調査では、教育機関・療育機関で充実してほしいこととして、「就学や進路などの相談体制の充実」や「子どもの能力や障害の状態に適した指導」が上位となっています。障害のある子どもの発達の状態や保護者のニーズを把握しつつ、相談支援体制の充実や医療との連携を一層充実させていくとともに、一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、社会的に自

立した生活を送ることができるよう、保育・教育の充実を図っていくことが求められます。

さらに、障害のある人が社会的に自立するためには経済的自立が不可欠であることから、就労や定着に向けた支援を進め、一般就労への移行を支援していくとともに、就労環境の向上に向けた取り組みが必要です。

(4) 誰もが暮らしやすいむらづくりの推進

ノーマライゼーションの実現に向けた取り組みとして、障害や障害のある人への理解を深める活動の継続に加え、障害のある人の社会参画を積極的に推進し、障害及び障害のある人への理解と人権尊重を基本とする取り組みを各関係機関と住民が一体となって進めていくことが求められます。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、外出する時に困ることとして、「公共交通機関が少ない」が第1位となっているほか、一般住民を対象としたアンケート調査では、障害のある人の社会参加で大切なこととして、「利用しやすい施設や設備への改善」が第1位となっています。また、障害のある人にとって住みやすい地域か尋ねたところ、「住みやすい」または「やや住みやすい」と回答した人は全体の1割半ばにとどまっていることから、気軽にまちなかに出かけることができるような環境整備を進めるとともに、障害のある人もない人も暮らしやすい地域にしていくことが求められています。

(5) 安全・安心な暮らしの確保

障害のある人が安心して地域で生活するためには、防災や防犯への取り組みが重要となります。特に災害等の非常時においては、自力での避難や避難生活が困難である人が多いため、発災時を想定した情報伝達体制や支援体制を普段から構築しておく必要があります。また、避難所となる施設の設備を整備するなど、安心して避難生活を送ることができるようにしておくことが求められます。

また、近年は消費者被害が増加していることから、知的障害や精神障害のある人、認知症高齢者など、判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護するための制度の周知・利用を図っていくことも今後の課題の1つとなっています。

(6) 総合的な支援体制の整備・充実

障害のある人やその家族が抱える生活課題を解決していくためには、地域の身近な相談窓口として行政やサービス事業所等が連携して、包括的に支援していくことが大切です。適切なサービスを提供できるよう関係機関が連携し、障害のある人を地域が一体となって支える体制づくりを進めていくことが求められます。また、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス以外の支援についても引き続き提供していく必要があります。

(7) 健康で生きがいを実感できる環境づくり

障害のある人を対象としたアンケート調査では、余暇活動の妨げとなることとして、「健康や体力に自信がない」や「参加できるものが少ない」が上位となっています。

障害の有無に関わらず、心身の健康は生活の質を構成する大きな要素の1つであり、日常生活を通じた健康づくりが大切になっています。生涯学習活動やスポーツ活動などは、社会参加の1つであるとともに、心身の健康を向上させる役割を果たすものであることから、障害のある人が地域の中で希望する活動に参加し、生き生きとした人生を送ることができるようにしていくことが求められています。

障害のある人の能力や可能性を伸ばし、自立した生活を送ることができるよう、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などへの参加機会の充実を図り、社会参加を希望する人が障害の有無に関わらず、等しくその機会を享受できる地域づくりを目指す必要があります。

第4章 施策の展開

第1節 計画の基本理念

本村の地理的条件や地域性などを踏まえつつ、障害の有無に関わらず、住民が住み慣れた地域でともに生き生きと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築を目指し、本計画の基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、第6次総合計画における福祉分野の基本目標と整合するものです。

■計画の基本理念■

心かよいあう思いやりのむらづくり

障害のある人や高齢者が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、生涯にわたって、安心できる健康・医療・福祉を誰もが享受でき、安全に生き生きとした生活を送ることができるよう、生活支援や教育・育成、雇用・就業、情報・コミュニケーションなど、あらゆる人々が行う活動のすべてについて、総合的・包括的に取り組みを進めていきます。

第2節 基本方針

本計画の基本理念の実現に向けて、本村では以下のような基本方針を定め、各施策・事業を推進していきます。また、国が提唱する「地域共生社会」の構築につながるよう努めていきます。

(1) 福祉意識の啓発

広報や交流、ふれあいの機会を通じた住民に対する啓発活動などにより、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図ります。

また、障害のある人を支える福祉活動を実施するボランティアやNPO、障害者団体等の活動を支援します。

(2) 生活支援体制の充実

利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実を図り、障害のある人の豊かな地域生活の実現に資する体制の確立に努めます。

さらに、各種サービスについて、住民各層への普及と定着を図り、障害のある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図ります。

(3) 自立に向けた支援の充実

障害のある子どもが自立して社会参加するために、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援に取り組みます。

また、社会的自立に不可欠な職業的な自立に向け、個々の適性や能力に応じた就労を継続できるよう、障害の特性に応じた就労支援を進めます。

(4) 安全・安心な生活環境の確保

誰もが快適かつ安全・安心に生活し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備の推進に努めるとともに、地域における防災、防犯対策の充実に努めます。また、障害のある人の権利や財産を守るための制度の利用を促進していきます。

さらに、各種健（検）診や保健指導を通じて、心身ともに健やかに暮らせるよう、保健・医療サービスを提供します。

(5) 総合的な支援体制の充実

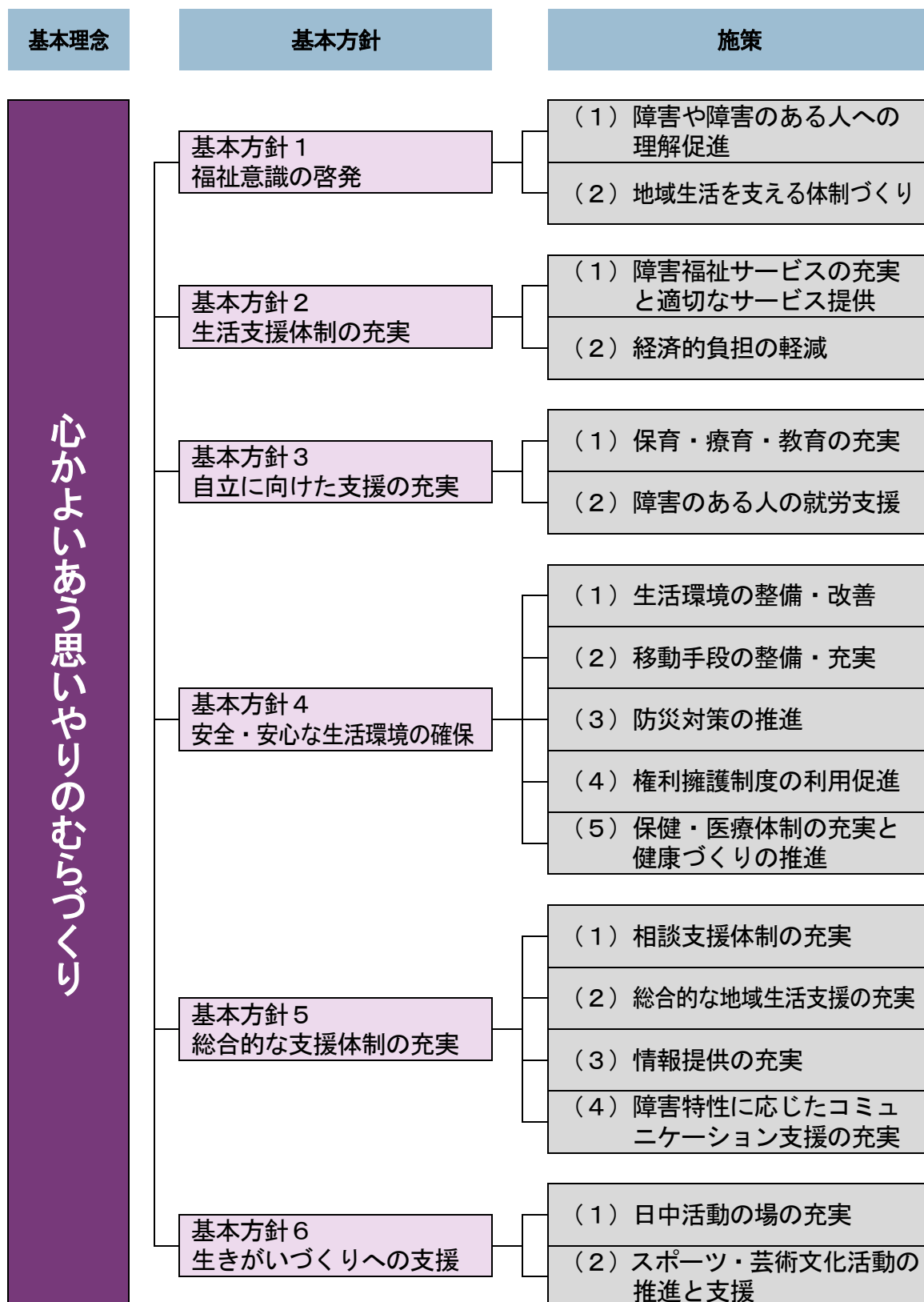
障害のある人やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たすことから、障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。

また、多様化するニーズに対応すべく、サービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

(6) 生きがいづくりへの支援

障害の有無に関わらず、住民が交流できる機会やふれあうことができる機会、人生を豊かにする生涯学習の機会などの充実を図ります。

第3節 施策体系



第5章 計画の推進

第1節 基本方針1 福祉意識の啓発

(1) 障害や障害のある人への理解促進

【施策の方向性】

障害のある人もない人も、地域の中でともに学び、働き、暮らすためには、環境の整備だけではなく、心の壁をなくし、「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させることが重要です。障害や障害のある人への理解を進めるとともに、必要に応じて援助できるような地域づくりを進めます。

【主要事業】

- 理解促進研修・啓発事業【健康保険課】
- 渋川広域圏福祉パレードへの参画【健康保険課】
- 榛東村における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領【総務課】

(2) 地域生活を支える体制づくり

【施策の方向性】

障害のある人が地域で暮らしていくためには、公的なサービスだけではなく、地域の支援が必要です。障害のある人をはじめとした、地域で困りごとを抱える人に対し、主体的に支援を行うボランティア活動を支援します。また、地域を支えるボランティアの養成を図ります。

【主要事業】

- 手話奉仕員養成研修事業【健康保険課】
- 住民参加組織の育成・支援【健康保険課】

第2節 基本方針2 生活支援体制の充実

(1) 障害福祉サービスの充実と適切なサービス提供

【施策の方向性】

障害のある人の自立を推進するため、障害福祉計画に基づいて障害の程度や家庭の状況など、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。渋川地域自立支援協議会と連携しながら障害福祉サービスを提供する体制の確保に努めるとともに、提供されているサービスが適正かどうか、サービスを提供する事業者への指導・監査を実施します。

【主要事業】

- 障害者自立支援給付事業【健康保険課】
- 障害児通所支援事業【健康保険課】
- 訪問入浴サービス事業【健康保険課】
- 日中一時支援事業【健康保険課】
- サービスステーション・登録介護事業【健康保険課】
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【健康保険課】
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への指導及び監査の実施【健康保険課】
- 渋川地域自立支援審査会運営負担金【健康保険課】

(2) 経済的負担の軽減

【施策の方向性】

障害のある人が安定した生活を送るために必要な医療や福祉サービスの利用にかかる経済的な負担を軽減するため、各種補助事業等を行います。

【主要事業】

- 福祉医療制度に基づく医療費自己負担額の軽減【健康保険課】
- 腎臓機能障害者通院費補助事業【健康保険課】
- 重度障害児(者)住宅改造費補助事業【健康保険課】
- 介護用車両購入費補助事業【健康保険課】
- 身体障害者自動車改造費補助事業【健康保険課】
- 難聴児補聴器購入支援事業補助【健康保険課】
- 人工肛門(膀胱)造設者見舞金事業【健康保険課】
- 特定疾患患者見舞金事業【健康保険課】
- 障害福祉サービス等利用給付金事業【健康保険課】
- 特別障害者手当等給付事業【健康保険課】
- 心身障害者扶養共済事業【健康保険課】
- 福祉タクシー利用助成事業【住民生活課】
- 特別支援学校就学援助費の支給【教育委員会事務局】
- 要保護就学援助費の支給【教育委員会事務局】

第3節 基本方針3 自立に向けた支援の充実

(1) 保育・療育・教育の充実

【施策の方向性】

障害のある子どもに対しては、可能な限り早い段階で適切な支援を行うことにより、障害の程度の軽減を期待することができます。障害のある子どもの保育についても、障害のある子どもとない子どもが地域の中でともに育っていくことができるよう、保育園等への受け入れを進めていきます。また、子どもの障害や発達状態の把握及び適切な対応に努め、教職員の特別支援教育に関する理解や指導力の向上を図ります。

さらに、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等支援の充実が図られることとなったことから、障害のある子どもの多様な支援ニーズを把握しつつ、きめ細やかな対応に努めます。

【主要事業】

- 特別支援学校等が実施する移行支援連絡会議等への参加【健康保険課】
- 渋川地域自立支援協議会(こども支援部会)【健康保険課】
- 親子教室「つくしんぼクラブ」【保健相談センター】
- マザー&チャイルド及びコンサルテーション事業【保健相談センター】
- 育児教室【保健相談センター】
- 育児相談【保健相談センター】
- 要保護児童対策協議会【保健相談センター】
- 障害児保育事業【住民生活課】
- 子育て支援サービス【住民生活課】
- 言語通級指導教室【教育委員会事務局】
- 幼稚園・小学校への看護師配置【教育委員会事務局】
- 幼稚園への養護教諭配置【教育委員会事務局】
- 特別支援教育支援員配置【教育委員会事務局】
- 特別支援・療育連携協議会(群馬県)への参加【教育委員会事務局・健康保険課】

(2) 障害のある人の就労支援

【施策の方向性】

社会的に自立するためには、経済的に自立することが不可欠です。就労意欲のある障害のある人への支援を行い、その適性や能力に応じて希望する就労ができる地域づくりを目指します。就労機会の拡大に努めるとともに、就労している障害のある人への支援を行います。

また、福祉的就労から一般就労への移行拡大を図ります。

【主要事業】

- 地域活動支援センター事業【健康保険課】
- 他市町村地域活動支援センター利用負担事業【健康保険課】
- 障害者就労施設等からの物品等の優先調達【健康保険課】
- 渋川地域自立支援協議会(就労支援部会)【健康保険課】
- 貸与による旧農畜産物直売所(村所有施設)の就労支援施設としての利用【産業振興課】

第4節 基本方針4 安全・安心な生活環境の確保

(1) 生活環境の整備・改善

【施策の方向性】

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、村内にある施設や設備が障害のある人に配慮され、利用しやすいことが必要です。公共施設などについてはバリアフリーを進め、暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。

また、生活の基本である住まいについても、障害のある人が今後も地域で暮らし続けられるよう、必要な住宅改修に対する補助を行うとともに、近隣市町村とも連携し、グループホーム等をはじめ、利用者の特性に合った福祉サービスの提供に努めます。

【主要事業】

- コミュニティ供用施設改修事業【総務課】
- 重度障害者(児)住宅改造費補助事業【健康保険課】
- 渋川地域自立支援協議会(生活支援部会)【健康保険課】

(2) 移動手段の整備・充実

【施策の方向性】

障害のある人にとって、移動手段の確保は大きな課題の1つです。障害のある人を対象としたアンケート調査でも、「交通の利便性の確保」が第1位となっており、日常生活における移動手段の確保が課題となっています。

障害福祉サービスにより提供している移動支援の確保・拡大に努めつつ、公共交通機関の拡充に向けた検討を進めます。

【主要事業】

- 移動支援事業【健康保険課】
- 腎臓機能障害者通院費補助事業【健康保険課】
- 介護用車両購入費補助事業【健康保険課】
- 身体障害者自動車改造費補助事業【健康保険課】
- 福祉タクシー利用助成事業【住民生活課】

(3) 防災対策の推進

【施策の方向性】

日本では、毎年地震や大雨、土砂災害等の何らかの大規模災害が発生しています。本村でも過去に地震や大雪による被害を受けており、これから起こりうる様々な災害に対し、一層の備えを進めていく必要があります。

障害のある人など、自力では避難することが困難な人（避難行動要支援者）の避難行動を支援するための体制づくりを進めるとともに、福祉避難所の拡大に向けた検討を進めていきます。

【主要事業】

- 防災行政無線放送【総務課】
- しんとう安全・安心メール配信【総務課】
- 福祉避難所の指定【総務課】
- 防災訓練【総務課】
- 避難行動要支援者名簿への登録推進【総務課】
- 災害時における榛東村と榛東村社会福祉協議会の相互支援に関する協定【総務課】

なお、村内に設置されている福祉避難所は、以下のとおりです。

※「福祉避難所」とは、要配慮者の避難に関して、必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所です。

※「要配慮者」とは、高齢者、障害のある人、乳幼児などの、災害時等において、特に配慮を要する人のことを指します。

■村内に設置されている福祉避難所■

| 施設名 | 所在地 |
|-------------|----------------|
| 保健相談センター | 榛東村新井 793 番地 2 |
| ふれあい館 | 榛東村新井 507 番地 3 |
| 福祉センターささえの家 | 榛東村新井 789 番地 3 |

また、村内の指定緊急避難場所（1次避難所）及び指定避難所（2次避難所）は、以下のとおりです。

※「指定緊急避難場所（1次避難所）」とは、災害時等において、緊急時に避難する避難場所です。

※「指定避難所（2次避難所）」とは、避難の必要性が解消されるまでの間、一時的に滞在することを目的とした避難所です。

■（参考）村内の指定緊急避難場所（1次避難所）■

| 施設名 | 所在地 |
|---------|----------------|
| 総合グラウンド | 榛東村山子田 2037 番地 |
| 北小学校 | 榛東村山子田 1261 番地 |
| 南小学校 | 榛東村広馬場 1142 番地 |
| 榛東中学校 | 榛東村新井 598 番地 1 |

■（参考）村内の指定避難所（2次避難所）■

| 施設名 | 所在地 | 施設名 | 所在地 |
|------------------|---------------------|---------|----------------------|
| 防災広場 | 榛東村 新井 784 番地 1 | 児童館 | 榛東村 長岡 1404 番地 1 |
| 中央公民館 | 榛東村 山子田 797 番地 | ふれあい館 | 榛東村 新井 507 番地 3 |
| 南部コミュニティ センター | 榛東村 広馬場 1088 番地 | 北小学校 | 榛東村 山子田 1261 番地 |
| 1区コミュニティ センター | 榛東村 長岡 515 番地 3 | 南小学校 | 榛東村 広馬場 1142 番地 |
| 2区コミュニティ センター | 榛東村 長岡 280 番地 | 榛東中学校 | 榛東村 新井 598 番地 1 |
| 3区コミュニティ センター | 榛東村 長岡 1097 番地 1 | 北幼稚園 | 榛東村 山子田 1322 番地 1 |
| 4区コミュニティ センター | 榛東村 山子田 1425 番地 | 南幼稚園 | 榛東村 広馬場 1143 番地 1 |
| 5区コミュニティ センター | 榛東村 山子田 127 番地 1 | 榛東北部保育園 | 榛東村 長岡 1109 番地 |
| 6区コミュニティ センター | 榛東村 山子田 839-2 | 榛東南部保育園 | 榛東村 広馬場 1763 番地 1 |

| 施設名 | 所在地 | 施設名 | 所在地 |
|---------------------|----------------------|--------|----------------------|
| 7区コミュニティセンター | 榛東村 山子田 2529 番地 7 | 長岡集会所 | 榛東村 長岡 457 番地 1 |
| 8区コミュニティセンター | 榛東村 新井 261 番地 1 | 笹熊集会所 | 榛東村 新井 2852 番地 |
| 9区コミュニティセンター | 榛東村 新井 1455 番地 2 | 宮室集会所 | 榛東村 広馬場 597 番地 1 |
| 10区コミュニティセンター | 榛東村 新井 3298 番地 2 | 上野集会所 | 榛東村 広馬場 2978 番地 3 |
| 12区コミュニティセンター | 榛東村 新井 3487 番地 1 | 大宮公園 | 榛東村 長岡 447 番地 1 |
| 13区コミュニティセンター | 榛東村 広馬場 2580 番地 5 | 反田公園 | 榛東村 長岡 563 番地 3 |
| 八之海道コミュニティセンター | 榛東村 広馬場 1378 番地 4 | 茅野公園 | 榛東村 長岡 1200 番地 1 |
| 15区コミュニティセンター | 榛東村 広馬場 709 番地 1 | 倉海戸公園 | 榛東村 山子田 111 番地 7 |
| 16区コミュニティセンター | 榛東村 広馬場 82 番地 2 | ふるさと公園 | 榛東村 山子田 1920 番地 1 |
| 17区コミュニティセンター | 榛東村 広馬場 1706 番地 | 新井緑地公園 | 榛東村 新井 1523 番地 1 |
| 18区コミュニティセンター | 榛東村 広馬場 2096 番地 3 | 下新井公園 | 榛東村 新井 2198 番地 |
| 19区コミュニティセンター | 榛東村 広馬場 3918 番地 2 | 下前公園 | 榛東村 広馬場 77 番地 3 |
| 20区コミュニティセンター | 榛東村 新井 2901 番地 12 | 南部公園 | 榛東村 広馬場 1073 番地 1 |
| 下新井地区ふれあいセンター | 榛東村 新井 2328 番地 4 | 広馬場公園 | 榛東村 広馬場 1331 番地 1 |
| 総合グラウンド (楽集センター) | 榛東村 山子田 2037 番地 | 宿公園 | 榛東村 広馬場 3976 番地 1 |
| しんとうスポーツアリーナ | 榛東村 山子田 2020 番地 1 | | |

(4) 権利擁護制度の利用促進

【施策の方向性】

平成28年から「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、本法律の周知を図るとともに、障害のある人に対する虐待等の防止に取り組み、虐待事案が発生した場合には適切な対応に努めます。

また、近年は高齢者を標的とした特殊詐欺や、消費者トラブルの報告が増加傾向にあることから、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、障害のある人の権利や財産を保護するための制度の利用促進を図ります。

【主要事業】

- 榛東村障害者虐待防止センター事業【健康保険課】
- 成年後見制度利用支援事業【健康保険課】
- 消費生活センター運営事業【産業振興課】
- 消費者行政活性化事業【産業振興課】

(5) 保健・医療体制の充実と健康づくりの推進

【施策の方向性】

生き生きとした生活の基本は、心身ともに健康であることです。各種健（検）診や特定保健指導等を通じて、住民一人ひとりが自らの健康状態を知る機会を提供するとともに、必要な相談や指導を行うことで、主体的な健康づくりを支援します。

【主要事業】

- 保健衛生普及事業【健康保険課】
- 結核・肺がん検診障害福祉事業【保健相談センター】
- 各種健診・特定保健指導【保健相談センター】
- 乳児健診【保健相談センター】
- 1歳6か月児健診【保健相談センター】
- 2歳児健診【保健相談センター】
- 2歳6か月児健診【保健相談センター】
- 3歳児健診【保健相談センター】
- 5歳児健診【保健相談センター】
- 健康教育【保健相談センター】
- 育児教室【保健相談センター】
- 療育教室【保健相談センター】
- 訪問指導【保健相談センター】
- 健康相談【保健相談センター】
- 育児相談【保健相談センター】
- 知的障害者健康教室【教育委員会事務局】

第5節 基本方針5 総合的な支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

【施策の方向性】

障害のある人が適切な障害福祉サービスを受けるために、相談支援事業者によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成につなげていくとともに、個々の生活の状況に応じて適宜見直しを行っていく必要があります。それぞれのケースにおいて抱えている生活課題を解決し、自立した日常生活・社会生活につながるよう、相談支援事業所等における相談支援スキルの向上を図ります。

また、障害のある人が生活に関する悩みを相談できる窓口の機能強化を図るとともに、関係機関等との情報共有を図っていきます。

【主要事業】

- 基幹相談支援センター等機能強化事業【健康保険課】
- 渋川地域自立支援協議会(相談支援部会)【健康保険課】
- 専門職による個別相談の実施【保健相談センター】
- こころの健康相談【保健相談センター】
- 大学等専門機関との連携による相談支援スキルの向上【保健相談センター】

(2) 総合的な地域生活支援の充実

【施策の方向性】

地域で生活する障害のある人を総合的に支援するため、障害福祉サービスの給付に限らず、生活課題の解決に資する事業を実施します。具体的には、榛東村あんしん・ふれあい・ごみ個別収集事業を通じて、支援が必要な人のごみ出しの負担を軽減するとともに、地域内における見守りを推進します。

また、安心して暮らせる地域社会づくりのため、村内における業務中に住民等に何らかの異変・異常があった場合、情報を提供してもらえよう、地域の郵便局と協力協定を結んでいます。

【主要事業】

- 日常生活用具給付等事業【健康保険課】
- 紙おむつ給付事業【健康保険課】
- 榛東村あんしん・ふれあい・ごみ個別収集事業【住民生活課】
- 郵便局との地域における協力に関する協定【総務課】

(3) 情報提供の充実

【施策の方向性】

障害福祉サービスを必要とする人が、各種行政情報や保健・医療・福祉制度やサービスに関する情報など必要な情報にアクセスできるよう、わかりやすい広報活動を進めていく必要があります。広報紙やホームページ等を通じて制度やサービスの周知を図るとともに、障害や障害のある人への理解の促進を図ります。

【主要事業】

- 広報しんとうの発行【総務課】
- 榛東村ホームページによる制度、サービスの周知【健康保険課】

(4) 障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実

【施策の方向性】

障害のある人が社会とのつながりを持ち続けるためには、普段からのコミュニケーションが大切です。視覚や聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活を送り、社会生活を送るうえで大切な役割を果たす各種コミュニケーション支援事業について、適正な給付及び実施を進めていきます。

【主要事業】

- 手話通訳者設置事業【健康保険課】
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業【健康保険課】
- 補装具給付・修理事業【健康保険課】

第6節 基本方針6 生きがいづくりへの支援

(1) 日中活動の場の充実

【施策の方向性】

日中活動の場を提供し、障害のある人が自分に合った活動を主体的に利用できるよう、各種サービスの提供に努めます。

【主要事業】

- 地域活動支援センター事業【健康保険課】
- 各種教室への参加促進【教育委員会事務局】

(2) スポーツ・芸術文化活動の推進と支援

【施策の方向性】

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる環境の整備は、障害の有無に関わらず重要です。

障害のある人が自分で学習内容や取り組みを主体的に選択し、より豊かな人生を送ることができるような環境の整備を進めます。

スポーツやレクリエーション活動は、健康づくりと交流を通じて社会参加を促進する重要な役割を果たしていることから、障害のある人が自分にあったスポーツやレクリエーション活動に参加し、仲間と豊かな時間を共有できる機会を提供します。

【主要事業】

- 芸術文化活動発表会等参加奨励金の交付【教育委員会事務局】
- 生涯学習講座への参加促進【教育委員会事務局】

**第3部 第5期榛東村障害福祉計画・
第1期榛東村障害児福祉計画**

第1章 障害福祉計画における目標

第1節 平成32年度における数値目標

本村では、国の「基本指針」及び群馬県の策定方針に基づき、本計画の計画期間（平成30～32年度）における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◇目標設定にあたっての考え方

本村は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成32年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

■第5期計画における目標（値）■

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--|--------------------|---|
| 【実績】 平成28年度末時点の施設入所者数 | 23 人 | ○平成28年度末時点において施設に入所している障害のある人の数。 |
| 平成32年度末 | 平成32年度末における施設入所者数 | 22 人 ○平成32年度末時点での施設入所者見込数。 |
| | 【目標①】 地域生活移行者数 | 1 人 ○施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。 |
| | | 4.3 % ○国の「基本指針」では、平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が、平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本としています。 |
| | 【目標②】 施設入所者数の削減 | 1 人 ○平成32年度末時点での施設入所者の削減目標(見込)数。 |
| 4.3 % ○国の「基本指針」では、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としています。 | | |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◇目標設定にあたっての考え方

国の基本指針では、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を、平成32年度までにすべての市町村ごとに設置することとなっています。本村では、目標年度の平成32年度までに協議の場を1箇所設置することを目指し、渋川地域（榛東村・渋川市・吉岡町）で協議を進めていきます。

■第5期計画における目標（値）■

| 項目 | 数値 | 備考 |
|-------------------------------------|------|---|
| 【目標】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 | 1 箇所 | ○国の「基本指針」では、平成32年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが基本としています。 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

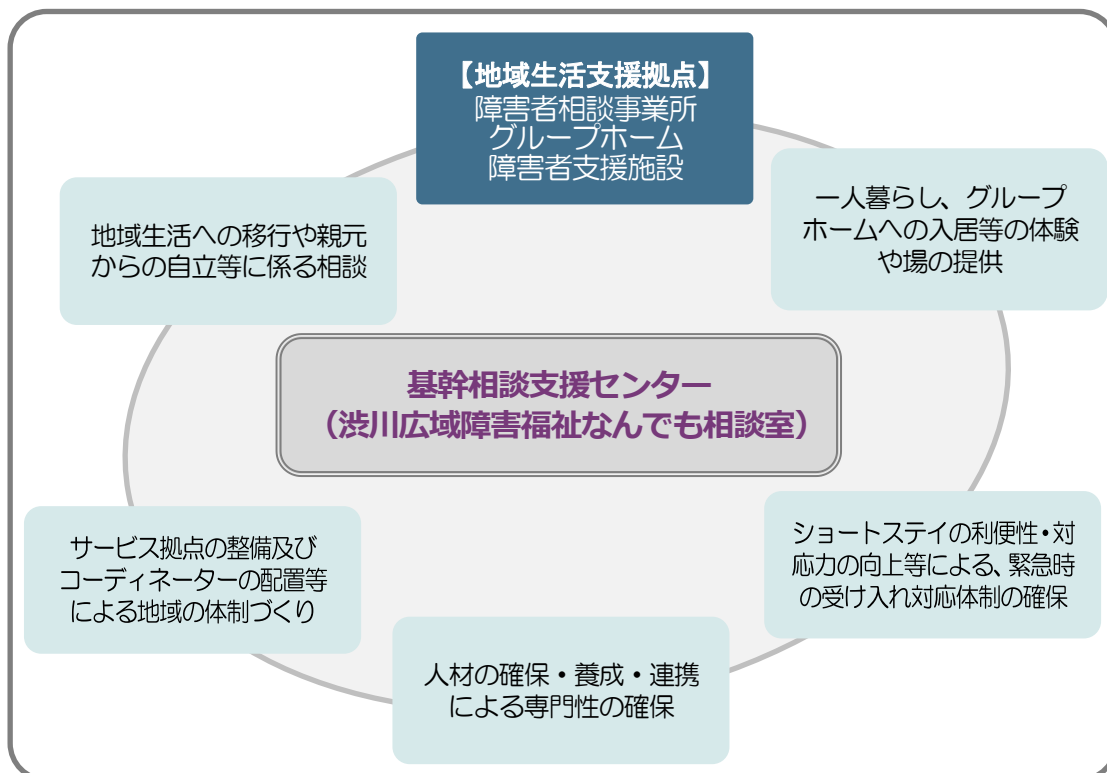
◇目標設定にあたっての考え方

本村では、障害のある人の地域生活を支援する「地域生活支援拠点」について、渋川地域（榛東村・渋川市・吉岡町）に設立している障害者支援施設、グループホーム及び相談支援事業所を併せ持つ法人及び基幹相談支援センター（渋川広域障害福祉なんでも相談室）と連携し、渋川地域自立支援協議会の場を用いて協議を進めていきます。

■第5期計画における目標（値）■

| 項目 | 数値 | 備考 |
|----------------------|------|--|
| 【目標】 地域生活支援拠点等の整備 | 7 箇所 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数。 ○「地域生活支援拠点」または「面的な体制」をいいます。 ○国の「基本指針」では、平成32年度末までに各市町村(または各圏域)に、少なくとも1つを整備することを基本としています。 ○渋川地域(渋川市、榛東村及び吉岡町)に所在する法人及び基幹相談支援センターと連携し、圏域において面的な体制整備を行います。 |

■地域生活支援拠点の機能・役割■



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◇目標設定にあたっての考え方

本村は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成32年度末における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。各目標については、次に示すとおりです。

■第5期計画における目標（値）■

| 項目 | | 数値 | 備考 |
|---------|-----------------------------------|-------|--|
| | 【実績】 平成28年度の一般就労への移行者数 | 4 人 | ○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、平成28年度において一般就労した者の数。 |
| | 【実績】 平成28年度就労移行支援事業の利用者数 | 2 人 | ○平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数。 |
| 平成32年度末 | 【目標①】 一般就労への移行者数 | 6 人 | ○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度までに一般就労する者の数。 |
| | | 1.5 倍 | ○国の「基本指針」では、平成28年度の移行実績の1.5倍以上とすることを基本としています。 |
| | 【目標②】 就労移行支援事業の利用者数 | 5 人 | ○平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数。 |
| | | 2.5 倍 | ○国の「基本指針」では、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すとしています。 |
| | 【目標③】 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合 | - 割 | ○国の「基本指針」では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとしています。 |
| | | - 割 | ○なお、 榛東村 においては、「 就労移行支援事業所 」が存在しないため設定していません。 ※「就労移行率」:ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。 |

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------------------------|------|---|
| 【目標④】 支援を開始した時点から1 年後の職場定着率の割合 | 80 % | ○平成31年度末までに、就労定着支援事業による支援を開始した日から一年後の職場定着率。 ○国の「基本指針」では、就労定着支援事業による支援を開始した日から一年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。 |
| | 80 % | ○平成32年度末までに、就労定着支援事業による支援を開始した日から一年後の職場定着率。 ○国の「基本指針」では、就労定着支援事業による支援を開始した日から一年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。 |

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

◇目標設定にあたっての考え方

国の基本指針では、児童発達支援センターの設置をはじめとする障害児の健やかな育成のための発達支援について示されています。これを踏まえ、本村では指針に定められた事項を渋川地域で設置していくことを目標として定め、渋川市、吉岡町との協議を進めます。

■第5期計画における目標（値）■

| 項目 | 数値 | 備考 |
|----------------------------|---------|--|
| 【目標①】 児童発達支援センターの 設置 | 1 箇所 | ○国の「基本指針」では、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。 ○市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 |
| 設置の 形態 | うち市町村単独 | ○児童発達支援センターの設置により、センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。 |
| | うち圏域で整備 | |

| 項目 | | 数値 | 備考 |
|--|-----------------------|------|---|
| 【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施 | | 1 箇所 | ○国の「基本指針」では、平成 32 年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本としています。 ○国の「基本指針」では、「すべての市町村において」とあり、市町村内で実施することが望ましいが、状況によっては当該市町村外での実施でも可能とされています。 |
| 設置の形態 | うち市町村単独 | - 箇所 | |
| | うち圏域で整備 | 1 箇所 | |
| 【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 | | 1 箇所 | ○国の「基本指針」では、平成 32 年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。 ○市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないものとされています。 |
| 設置の形態 | うち市町村単独 | - 箇所 | |
| | うち圏域で整備 | 1 箇所 | |
| 【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所の確保 | | 1 箇所 | ○国の「基本指針」では、平成 32 年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。 ○市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないものとされています。 |
| 設置の形態 | うち市町村単独 | - 箇所 | |
| | うち圏域で整備 | 1 箇所 | |
| 【目標④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | | 1 箇所 | ○国の「基本指針」では、平成 30 年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。 ○市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないものとされています。 |
| 設置の形態 | うち市町村単独 | - 箇所 | |
| | うち(都道府県が関与した上での)圏域で整備 | 1 箇所 | |

第2章 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策

第1節 障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込量及び確保方策

障害のある人が利用する障害福祉サービスについて、今後も必要とする人が必要なサービスを利用できるよう、各サービス事業所等との連携を図りながら提供体制の整備を進めていきます。

なお、見込量がゼロとなっているサービスについても、その利用を制限することはありません。利用者のニーズやその状況等に応じて適切なサービス利用を図っていきます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスに含まれるサービスは、以下のとおりです。

■サービスの内容■

| 区分 | 実施内容 |
|--------|--|
| 居宅介護 | <p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障害のある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p> |
| 重度訪問介護 | <p>重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p> |
| 同行援護 | <p>移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。</p> |

| 区分 | 実施内容 |
|------------|---|
| 行動援護 | <p>行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある人の社会参加と地域生活を支援します。</p> |
| 重度障害者等包括支援 | <p>常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p> |

◇サービスの現状・課題

訪問系サービスの利用実績については、次のとおりです。

■訪問系サービスの利用実績■

| 区分 | 単位 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|--|---------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 |
| 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 | 利用者数 (人/月) | 13 | 11 | 15 | 10 | 19 | 12 |
| | 利用量 (時間/月) | 182 | 170 | 210 | 219 | 266 | 227 |

※平成 29 年度の実績値は見込み。

◇サービス見込量とその確保のための方策

県や渋川地域自立支援協議会と連携しながら障害の特性を理解したヘルパー等の確保や研修会開催等、人材の確保・育成や質の向上に努めるなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

■訪問系サービスの見込量■

| 区分 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--|---------------|----------|----------|----------|
| 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 | 利用者数 (人/月) | 14 | 15 | 16 |
| | 利用量 (時間/月) | 244 | 262 | 280 |

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスに含まれるサービスは、以下のとおりです。

■サービスの内容■

| 区分 | 実施内容 |
|---------------|---|
| 生活介護 | 障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。 |
| 自立訓練（機能訓練） | 知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。 |
| 就労継続支援（A型） | 企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 就労継続支援（B型） | 通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。 |
| 就労定着支援 | 平成 30 年度から開始されるサービスです。 障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 |
| 療養介護 | 病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスをあわせて提供します。 |
| 短期入所（福祉型・医療型） | 自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。 |

◇サービスの現状・課題

日中活動系サービスの利用実績については、次のとおりです。

生活介護については、利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。そのほか、就労移行支援や就労継続支援（B型）の利用が増加しています。

■日中活動系サービスの利用状況■

| 区分 | 単位 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|----------------|---------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 |
| 生活介護 | 利用者数 (人/月) | 30 | 29 | 32 | 34 | 34 | 37 |
| | 利用量 (人日/月) | 630 | 608 | 672 | 695 | 714 | 661 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 | 22 | 0 | 21 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用者数 (人/月) | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 23 | 23 | 26 | 23 | 57 |
| 就労移行支援 | 利用者数 (人/月) | 4 | 5 | 7 | 2 | 9 | 1 |
| | 利用量 (人日/月) | 88 | 93 | 154 | 46 | 198 | 26 |
| 就労継続支援 (A型) | 利用者数 (人/月) | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 3 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 47 | 0 | 38 | 0 | 56 |
| 就労継続支援 (B型) | 利用者数 (人/月) | 22 | 26 | 26 | 25 | 30 | 28 |
| | 利用量 (人日/月) | 462 | 466 | 546 | 477 | 630 | 563 |
| 就労定着支援 | 利用者数 (人/月) | - | - | - | - | - | - |
| 療養介護 | 利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 短期入所 | 利用者数 (人/月) | 5 | 3 | 5 | 3 | 5 | 2 |
| | 利用量 (人日/月) | 35 | 11 | 35 | 24 | 35 | 15 |

※平成 29 年度の実績値は見込み。

◇サービス見込量とその確保のための方策

地域移行に伴い、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援のニーズは高まるものと見込みます。また、短期入所についても、今後も利用が増えるの見込みです。

引き続きサービス事業所等と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

■日中活動系サービスの見込量■

| 区分 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|----------------|---------------|----------|----------|----------|
| 生活介護 | 利用者数 (人/月) | 37 | 37 | 37 |
| | 利用量 (人日/月) | 851 | 851 | 874 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用量 (人日/月) | 23 | 23 | 23 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用者数 (人/月) | 4 | 3 | 3 |
| | 利用量 (人日/月) | 92 | 69 | 69 |
| 就労移行支援 | 利用者数 (人/月) | 3 | 5 | 5 |
| | 利用量 (人日/月) | 69 | 115 | 115 |
| 就労継続支援 (A型) | 利用者数 (人/月) | 4 | 5 | 5 |
| | 利用量 (人日/月) | 102 | 109 | 112 |
| 就労継続支援 (B型) | 利用者数 (人/月) | 37 | 39 | 40 |
| | 利用量 (人日/月) | 841 | 903 | 923 |
| 就労定着支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 1 | 2 |
| 療養介護 | 利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 2 |
| 短期入所 | 利用者数 (人/月) | 7 | 9 | 11 |
| | 利用量 (人日/月) | 35 | 45 | 55 |

(3) 居住系サービス

居住系サービスに含まれるサービスは、以下のとおりです。

■サービスの内容■

| 区分 | 実施内容 |
|---------------------|--|
| 自立生活援助 | 集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害のある人のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人で暮らすことが困難な人に対して、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談や要請に応じて、訪問、電話、メール等により随時の対応を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動とあわせてサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。 |
| 宿泊型自立訓練 | 知的障害または精神障害のある人が居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を受けるサービスです。 このサービスでは、障害のある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。 |

◇サービスの現状・課題

共同生活援助（グループホーム）の利用は、見込値を超えて推移しています。障害のある人の地域移行を進めていくには、グループホームをはじめとした住まいの確保も進めていく必要があるため、本計画の推進においても重要なサービスの1つとなります。

■居住系サービスの利用状況■

| 区分 | 単位 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|---------------------|---------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 |
| 自立生活援助 | 利用者数 (人/月) | - | - | - | - | - | - |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用者数 (人/月) | 9 | 9 | 9 | 13 | 9 | 15 |
| 施設入所支援 | 利用者数 (人/月) | 21 | 22 | 21 | 23 | 20 | 23 |
| 宿泊型自立訓練 | 利用者数 (人/月) | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 |

※平成 29 年度の実績値は見込み。

◇サービス見込量とその確保のための方策

自宅で暮らすことが困難な障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能な精神障害のある人の地域移行を見据えて、既存事業者による共同生活援助（グループホーム）の整備・拡充や新規事業者の参入を促進し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

■居住系サービスの見込量■

| 区分 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------------------|---------------|----------|----------|----------|
| 自立生活援助 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用者数 (人/月) | 19 | 20 | 21 |
| 施設入所支援 | 利用者数 (人/月) | 25 | 25 | 25 |
| 宿泊型自立訓練 | 利用者数 (人/月) | 2 | 2 | 2 |

(4) 相談支援（サービス等利用計画等作成）

日中活動系サービスに含まれるサービスは、以下のとおりです。

■サービスの内容■

| 区分 | 実施内容 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 |
| 地域移行支援 | 退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。 |
| 地域定着支援 | 常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。 |

◇サービスの現状・課題

指定相談支援（サービス利用計画作成）は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスです。

国の指針に基づき、村や地域自立支援協議会、指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人を適切に把握し、支援につなげていくことが課題です。

■相談支援の利用状況■

| 区分 | 単位 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|--------|---------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 |
| 計画相談支援 | 利用者数 (人/月) | 22 | 19 | 22 | 18 | 22 | 19 |
| 地域移行支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 地域定着支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※平成 29 年度の実績値は見込み。

◇サービス見込量とその確保のための方策

相談支援の充実を進める中で、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとで、対象者の適切な把握に努めます。

■相談支援の見込量■

| 区分 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------|---------------|----------|----------|----------|
| 計画相談支援 | 利用者数 (人/月) | 20 | 22 | 24 |
| 地域移行支援 | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |

第3章 地域生活支援事業の充実

第1節 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本村の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本村では、これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえ、障害のある人及び家族や介護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、コミュニケーション支援（手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣）、日常生活用具の給付、移動支援等をはじめとした事業を実施・検討していきます。

第2節 地域生活支援事業として実施する事業

（1）理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、障害や障害のある人への理解を深めるため、研修・啓発を行います。

本村では、障害のある人への支援方法等を解説したパンフレットの配布・回覧等により、地域住民への周知を図ります。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

※平成29年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

第4期計画中には利用実績がありませんが、必要に応じて、地域における自発的な取り組みを支援していきます。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|-------|--------|--------|--------|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし |

※平成29年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 必要に応じて 実施 | 必要に応じて 実施 | 必要に応じて 実施 |

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人や家族等からの相談に応じて情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

また、基幹相談支援センターは、総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

③住宅入居等支援事業

公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害のある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

本村では、相談支援事業で実施する各事業について、渋川広域障害保健福祉事業者協議会に委託して実施しています。今後も同協議会へ委託して事業を実施していきます。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------|-------|----------|----------|----------|
| ①障害者相談支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 基幹相談支援センター | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ②基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ③住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

※平成 29 年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------------------|-------|----------|----------|----------|
| ①障害者相談支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 基幹相談支援センター | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ②基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ③住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 |

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

今後も、それぞれのケースに応じた適切な支援ができるよう検討し、必要と判断された場合には、村長による申立を行っていきます。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|--------------|----------|----------|----------|
| 成年後見制度 利用支援事業 | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |

※平成 29 年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------------|--------------|----------|----------|----------|
| 成年後見制度 利用支援事業 | 実利用者数 (人) | 1 | 1 | 1 |

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見活動を支援します。

現在制度を実施する法人はありませんが、今後も、後見制度の実施に取り組む法人を支援していきます。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------|-------|----------|----------|----------|
| 成年後見制度 法人後見支援事業 | 実施の有無 | なし | なし | なし |

※平成 29 年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------------------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 成年後見制度 法人後見支援事業 | 実施の有無 | 必要に応じて 実施 | 必要に応じて 実施 | 必要に応じて 実施 |

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思の疎通を図ることに支障がある障害のある人に、障害のある人とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

第4期における実績と第5期における見込みは、以下のとおりです。手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託します。また、手話通訳者設置事業は、渋川広域障害保健福祉事業者協議会に委託します（毎月第4月曜日）。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|----------------|----------|----------|----------|
| ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用者数 (人/年) | 0 | 1 | 0 |
| ②手話通訳者設置事業 | 実施箇所数 (箇所) | 1 | 1 | 1 |

※平成 29 年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|----------------|----------|----------|----------|
| ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用者数 (人/年) | 1 | 1 | 1 |
| ②手話通訳者設置事業 | 実施箇所数 (箇所) | 1 | 1 | 1 |

(7) 日常生活用具給付事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排せつ管理支援用具

ストーマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

第4期における実績と第5期における見込みは、次のとおりです。特に、排せつ管理支援用具の利用が増加しています。今後も、必要とする人が円滑に利用できるよう、適切なサービス提供に努めます。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------------|---------------|----------|----------|----------|
| ①介護・訓練支援用具 | 利用件数 (件/年) | 0 | 0 | 1 |
| ②自立生活支援用具 | 利用件数 (件/年) | 0 | 0 | 1 |
| ③在宅療養等支援用具 | 利用件数 (件/年) | 1 | 0 | 0 |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 利用件数 (件/年) | 1 | 0 | 2 |
| ⑤排せつ管理支援用具 | 利用件数 (件/年) | 174 | 184 | 194 |
| ⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修等) | 利用件数 (件/年) | 0 | 0 | 1 |

※平成 29 年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------------------|---------------|----------|----------|----------|
| ①介護・訓練支援用具 | 利用件数 (件/年) | 1 | 1 | 1 |
| ②自立生活支援用具 | 利用件数 (件/年) | 1 | 1 | 1 |
| ③在宅療養等支援用具 | 利用件数 (件/年) | 1 | 1 | 1 |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 利用件数 (件/年) | 1 | 1 | 1 |
| ⑤排せつ管理支援用具 | 利用件数 (件/年) | 220 | 235 | 250 |
| ⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修等) | 利用件数 (件/年) | 1 | 1 | 1 |

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。本村では、入門課程を毎年実施するほか、基礎課程を入門課程修了者の人数等に応じて実施しています。

第4期における実績と第5期における見込みは、以下のとおりです。今後も入門課程は毎年の実施を見込みます。基礎課程については、前年度までの入門課程の実施状況を受けて、平成31年度または平成32年度の実施を検討します。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|----------------|--------|--------|--------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実利用者数 (人/年) | 9 | 9 | 18 |
| | 入門課程 | 9 | 9 | 10 |
| | 基礎課程 | | | 8 |

※平成29年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------|----------------|--------|--------|--------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実利用者数 (人/年) | 10 | 10 | 10 |

(9) 移動支援事業

一人で外出するのが困難な障害のある人等の余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動の支援を行います。

第4期における実績と第5期における見込みは、以下のとおりです。実利用者数、延利用時間ともに増加傾向にあることから、今後も利用は増加していくものと見込みます。

■事業の実績■

| 事業名 | 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|-----------------|--------|--------|--------|
| 移動支援事業 | 実利用者数 (人/年) | 8 | 10 | 13 |
| | 延利用時間 (時間/年) | 342 | 741 | 1,180 |

※平成29年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|-----------------|--------|--------|--------|
| 移動支援事業 | 実利用者数 (人/年) | 12 | 13 | 14 |
| | 延利用時間 (時間/年) | 1,570 | 1,970 | 2,370 |

(10) 地域活動支援センター事業

障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

第4期における実施状況と第5期における見込みは、以下のとおりです。

■事業の実施状況■

| 事業名 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------|----------------|----------|----------|----------|
| 地域活動支援センター (自市町村分) | 実施箇所数 (箇所) | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用者数 (人/年) | 6 | 5 | 4 |
| 地域活動支援センター (他市町村分) | 実施箇所数 (箇所) | 4 | 5 | 4 |
| | 実利用者数 (人/年) | 5 | 5 | 6 |

※平成 29 年度の実績値は見込みを含む。

■事業の見込み■

| 事業名 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-----------------------|----------------|----------|----------|----------|
| 地域活動支援センター (自市町村分) | 実施箇所数 (箇所) | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用者数 (人/年) | 5 | 5 | 5 |
| 地域活動支援センター (他市町村分) | 実施箇所数 (箇所) | 5 | 5 | 5 |
| | 実利用者数 (人/年) | 6 | 6 | 6 |

(11) その他の事業（任意事業）

これまでに挙げた事業のほかに、以下の事業を行っています。これらの事業の実施にあたっては、サービス事業者との連携を図りながら、利用者の福祉の向上につなげていきます。

■事業の内容■

| 事業 | | 実施内容 |
|------------|--------------------|---|
| 訪問入浴サービス事業 | | 家庭で入浴することが困難な在宅で身体に重度の障害のある人（子ども）に対して、居宅を訪問し、入浴サービスを行います。 |
| 日中一時支援事業 | 日中一時支援事業 | 障害のある人（子ども）に、日中における一時的な活動の場を提供し、見守りや日常生活訓練等を行うとともに、家族や介護者の休息や就労を支援します。 |
| | 登録介護者・サービスステーション事業 | 在宅で暮らす心身に障害のある人（子ども）を常時介護する保護者が一時的に介護できない場合、村に登録した一定の資格を有する人、または村と契約したサービスステーションに介護を委託することにより、家族の負担軽減を図ります。 |

第4章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

第1節 障害児福祉サービスの種類ごとの見込量及び確保方策

障害のある子どもが利用する障害児福祉サービスについても、障害福祉サービス同様、支援を必要とする子どもやその保護者が必要なサービスを利用できるよう、各サービス事業所等との連携を図りながら提供体制の整備を進めていきます。

なお、見込量がゼロとなっているサービスについても、その利用を制限することはありません。利用者のニーズやその状況等に応じて適切なサービス利用を図っていきます。

(1) 障害児福祉サービス

障害児福祉サービスに含まれるサービスは、以下のとおりです。

■サービスの内容■

| 区分 | 実施内容 |
|-------------|--|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。 |
| 医療型児童発達支援 | 児童発達支援と治療を行うサービスです。 |
| 放課後等デイサービス | 学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 平成30年度から開始されるサービスです。 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 |
| 障害児相談支援 | 障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。 |

◇サービスの現状・課題

障害児福祉サービスの利用実績については、次のとおりです。

■障害児福祉サービスの利用状況■

| 区分 | 単位 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|-----------------|---------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 | 見込量 | 実績値 |
| 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 10 | 9 | 9 | 11 | 7 | 12 |
| | 利用量 (人日/月) | 150 | 116 | 135 | 147 | 105 | 144 |
| 医療型児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等 デイサービス | 利用者数 (人/月) | 17 | 19 | 17 | 19 | 19 | 34 |
| | 利用量 (人日/月) | 255 | 266 | 255 | 324 | 285 | 454 |
| 保育所等訪問支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | - | - | - | - | - | - |
| | 利用量 (人日/月) | - | - | - | - | - | - |
| 障害児相談支援 | 利用者数 (人/月) | 7 | 5 | 7 | 4 | 8 | 12 |

※平成 29 年度の実績値は見込み。

◇サービス見込量とその確保のための方策

放課後等デイサービスについては、利用者の増加が見込まれます。

また、平成31年度から、新たに「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の配置を見込みます。

適切なサービス提供に向けて、事業所等との連携を進めます。

■障害児福祉サービスの見込量■

| 区分 | 単位 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---|---------------|----------|----------|----------|
| 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 15 | 15 | 16 |
| | 利用量 (人日/月) | 345 | 345 | 368 |
| 医療型児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等 デイサービス | 利用者数 (人/月) | 33 | 36 | 38 |
| | 利用量 (人日/月) | 759 | 828 | 874 |
| 保育所等訪問支援 | 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 1 |
| | 利用量 (人日/月) | 1 | 1 | 1 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量 (人日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 福祉型児童入所支援 | 利用者数 (人) | 1 | 1 | 1 |
| 医療型児童入所支援 | 利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 (人/月) | 8 | 9 | 10 |
| 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネーターの 配置人数 | 配置人数 (人) | 0 | 1 | 1 |

第4部 資料編

(1) 榛東村障害者計画策定委員会設置要綱

榛東村障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第11条第3項の規定に基づく榛東村障害者計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、同法同条第6項の規定に基づき、障害者その他の関係者の意見を聴くため、榛東村障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に係る基礎調査に関する事項
- (2) 計画の策定に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 別表第1に掲げる団体が推薦する者
- (2) 別表第2に掲げる職にある者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 榛東村に住民登録をしている者

(任期)

第4条 委員の任期は、一計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、一計画の策定において最初に招集される会議は、村長が招集する。

別表第1 (第3条関係)

| 団 体 名 |
|---------------------------|
| 榛東村心身障害者(児)父母の会 |
| 榛東村社会福祉協議会 |
| 榛東村民生委員児童委員協議会 |
| 榛東村区長会 |
| 特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会 |

別表第2 (第3条関係)

| 職 名 |
|-----------|
| 総務課長 |
| 企画財政課長 |
| 住民生活課長 |
| 健康保険課長 |
| 建設課長 |
| 教育委員会事務局長 |

(2) 榛東村障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

| | 氏 名 | 職 名 等 |
|------|---------|--|
| 委員長 | 善養寺 徳 男 | 社会福祉法人榛東村社会福祉協議会会長 |
| 副委員長 | 平 澤 壽 治 | 榛東村心身障害者(児)父母の会会長 |
| 委 員 | 田 口 常 信 | 榛東村民生委員児童委員協議会民生委員児童委員 |
| 委 員 | 森 田 俊 雄 | 榛東村区長会副会長 |
| 委 員 | 浅 井 安 文 | 住民代表 |
| 委 員 | 大 澤 真奈美 | 群馬県立県民健康科学大学看護学部准教授 |
| 委 員 | 飯 塚 秀 利 | 特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会 渋川広域障害福祉なんでも相談室室長 |
| 委 員 | 小 山 美 子 | 総務課長 |
| 委 員 | 清 村 昌 一 | 企画財政課長 |
| 委 員 | 山 本 正 子 | 住民生活課長 |
| 委 員 | 久保田 邦 夫 | 建設課長 |
| 委 員 | 小 池 賢 一 | 教育委員会事務局長 |
| 委 員 | 安 田 睦 | 健康保険課長 |

榛東村障害者計画

第5期榛東村障害福祉計画・第1期榛東村障害児福祉計画

発 行 平成30年3月
編 集 榛東村 健康保険課

〒370-3593

群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

TEL : 0279-54-2211 FAX : 0279-54-8225

URL : <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>